

きときと情報 2015 135号

富山県中小企業団体中央会

特集1 中小企業・小規模事業者における
マイナンバーへの対応について



特集2 雇用関係助成金のご案内

経営者に聞く

有限会社田中商店 代表取締役社長 田中 健一氏

組合紹介

富山県情報ネットワーク事業協同組合さんよりこんにちは
中央会いんぷおめーしょん

ものづくり補助金1次公募採択結果 ほか

表紙のことは
高岡古城公園

高岡古城公園は、前田利家の長男である前田利長が慶長14(1609)年に入城した高岡城の城跡です。市民の憩いの場となっている同公園は、約22万㎡(東京ドームの約4.5倍)ある面積の3分の1を水濠が占めており、豊かな自然が息づいています。近世初頭の政治・軍事状況や築城技術を知る上で貴重であるとして、平成27年3月に国指定史跡となりました。11月1日には「富山マラソン2015」が、同公園の近くからスタートします。

富山県中小企業団体中央会 特定退職金共済制度（特退共）のご案内

～人材の確保と定着のための従業員退職金準備のために～

富山県中小企業団体中央会は、中小企業の福利厚生制度充実を目的として「特定退職金共済制度」を実施しています。従業員の退職金準備のため是非ご検討ください。

制度概要

- ◎この制度は、特定退職金共済制度実施団体（富山県中小企業団体中央会）が所轄税務署長の承認を受けた「退職金共済規程」に基づき実施する制度です。
- ◎事業主（共済契約者）が従業員のために予め掛金を富山県中小企業団体中央会に支払い、退職金は、退職した従業員（被共済者）へ直接お支払いいたします。
- ◎この制度は独立行政法人勤労者退職金共済機構が実施する「中小企業退職金共済制度（中退共）」との重複加入も可能です。

共済契約者 （掛金負担者）

富山県中小企業団体中央会の地区内に事業所を有する事業主（法人又は個人事業主）

被共済者

- 事業主（共済契約者）と雇用関係にある従業員
<被共済者になれない方>
- ◎個人事業主および個人事業主と生計を一にする親族
 - ◎法人の役員（使用人兼務役員を除く）
 - ◎他の特定退職金共済制度の被共済者

退職金受取人

退職した従業員

掛金

- ◎掛金は全額損金または必要経費として取り扱われます。（所得税法施行令第64条、法人税法施行令第135条）
- ◎1口1,000円として従業員（被共済者）1人につき最高30口（30,000円）まで。

※ 詳細は、富山県中小企業団体中央会の「退職金共済規程」、「特定退職金共済制度パンフレット」をご覧ください。

※ 税務のお取り扱いについては、平成27年1月現在の税制に基づくもので、今後、変更となる場合があります。

【特定退職金共済制度実施団体】
富山県中小企業団体中央会
住所 〒930-0083
富山市総曲輪 2-1-3
TEL 076-424-3686

【特定退職金共済制度引受保険会社】
三井生命保険株式会社

【お問い合わせ】

三井生命保険株式会社 富山支社

〒930-0029 富山市本町 3-21 損保ジャパン日本興亜ビル 5F
TEL:076-441-3194

きときと情報135号

C O N T E N T S

特集 1

1

中小企業・小規模事業者におけるマイナンバーへの対応について

特集 2

11

雇用関係助成金のご案内

経営者に聞く

19

有限会社田中商店（せんべえの田中屋）
代表取締役社長 田中 健一 氏

組合紹介

21

富山県情報ネットワーク事業協同組合さんより
こんにちは

元気印！青年部・女性部

22

青年中央会通常総会を開催しました
組合女性部懇談会を開催しました

中央会いんぷおめーしょん

23

平成26年度補正ものづくり・商業・サービス
革新補助金1次公募採択結果
労務管理実務セミナーを開催しました
本会通常総会を開催しました
第67回中小企業団体全国大会参加者募集に
ついて（沖縄開催）

組合Q&A

25

組合理事が交替することについて

組合だより

26

県内共同店舗共通商品券が廃止されます

ほっと一息

27

直管型照明器具の蛍光灯からLEDランプへの
取替えはご注意下さい

事務局ペンリレー

27

富山県豆富商工組合
事務局長 奥田 美貴子 氏

県からのお知らせ

28

富山県中小企業大学校の開講及び受講生の募集

トピックス

食欲の秋を満喫

特集 1 中小企業・小規模事業者における マイナンバーへの対応について



「マイナンバー」は、今年10月に番号の通知が始まり、来年1月から利用が開始されます。民間事業者においても、社会保険の手続きや源泉徴収票の作成など、従業員などのマイナンバーを取り扱うこととなるほか、個人情報を守るため、法律で定められた範囲以外でのマイナンバーの利用禁止や安全管理が義務付けられています。

今号では、マイナンバー制度について、制度の概要、中小企業・小規模事業者における対応策を中心にご紹介いたします。

I マイナンバー制度の概要

1. マイナンバー制度とは

マイナンバーは国籍・年齢を問わず国内に住民票を持つ1人1人付与される12桁の個人番号のことです。マイナンバー制度（社会保障・税番号制度）の導入により、大きく3つのメリットがあるとされています。

①国民の利便性の向上

添付書類の削減など、行政手続きが簡素化され国民の負担が削減されます。

②行政の効率化

行政機関における作業の重複などの無駄が削減されます。

③公平・公正な社会の実現

負担を不当に免れることや行政サービス等の不正受給を防止します。

また、法人に対しても13桁の法人番号が割り当てられることとなっています。

2. マイナンバーの利用範囲

マイナンバーは、①社会保障、②税、③災害対策の3つの分野における法律で定められた行政手続きにしか使えません。

通常、事業者においては、①社会保障及び②税の分野でマイナンバーを取り扱うことが多くなります。

①社会保障分野での取扱い場面

従業員等の年金・雇用保険・健康保険等の年金事務所、ハローワーク、健康保険組合等への諸手続きなどが挙げられます。

②税分野での取扱い場面

従業員等の給与所得の源泉徴収票、顧問先等の報酬・料金等の支払調書、不動産の使用料等の支払調書等の作成などが挙げられます。

(2) その他の活用について

マイナンバーの個人番号は、上記のような法律で定められた利用範囲でしか利用できません。例えば、個人のマイナンバーを顧客のID番号や社員番号として利用したり、レンタル店等の会員登録の際の本人確認のため個人番号を取得したりすることは禁止されています。

なお、今後は、医療や金融など利用できる分野を拡大することが政府において検討されています。

一方、法人番号については、誰でも自由に利用することができます。

3. 通知カードと個人番号カード

(1) 通知カード

平成27年10月以降、市区町村から住民票の住所に世帯分まとめて同封され書留郵便にてマイナンバー（個人番号）の「通知カード」が送られます。

「通知カード」は、紙製のカードで、下図の通り、個人番号、氏名、住所、生年月日、性別が記載されています。マイナンバーが必要な手続きの際に、番号を参照するために利用します。

なお、外国人技能実習生など住民票を有する外国人も対象となるほか、従業員の扶養家族である大学生の子供などが一人暮らしなどをされ住民票を現地に移しておられる際などは注意が必要です。

法人番号については、登記上の所在地に普通郵便で通知されるほか、ホームページにおいて公開されます。登記上所在地と実際の所在地が異なる場合は通知が届かない可能性もあります。



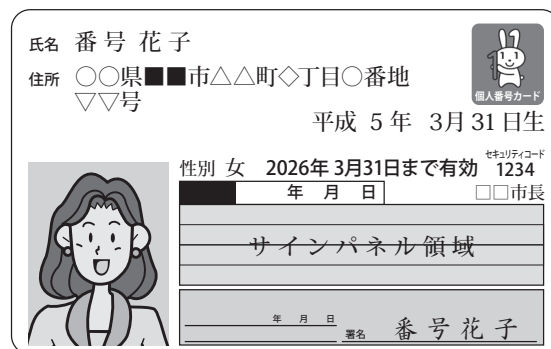
「通知カード」のイメージ

(2) 個人番号カード

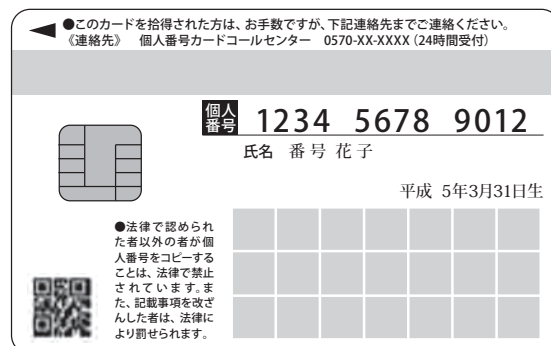
「個人番号カード」は、プラスチック製のカードで、希望者が申請することにより、平成 28 年 1 月以降、市町村長が公布します。通知カードの送付時に「個人番号カード交付申請書」が同封されることになっているほか、オンラインでの申請も可能となる予定

で、発行手数料は無料です。

「個人番号カード」には下図のとおり、表面に氏名、住所、生年月日、性別、顔写真、裏面にマイナンバー（個人番号）が記載されており、また、このカードには IC チップが搭載されます。「個人番号カード」は本人確認のための身分証明書や行政サービスなど広く利用することができます。



「個人番号カード」表面のイメージ



「個人番号カード」裏面のイメージ

II

中小企業・小規模事業者における対応策

1. 平成 28 年 1 月から取り扱いは始まります

民間事業者においてもマイナンバーを取り扱います。事業者は、従業員の健康保険や厚生年金等の加入手続、給与の源泉徴収票の作成を行っています。このほか、外部の方に講演や原稿の執筆を依頼し、報酬を支払う場合も報酬から税金の源泉徴収をしなければなりません。

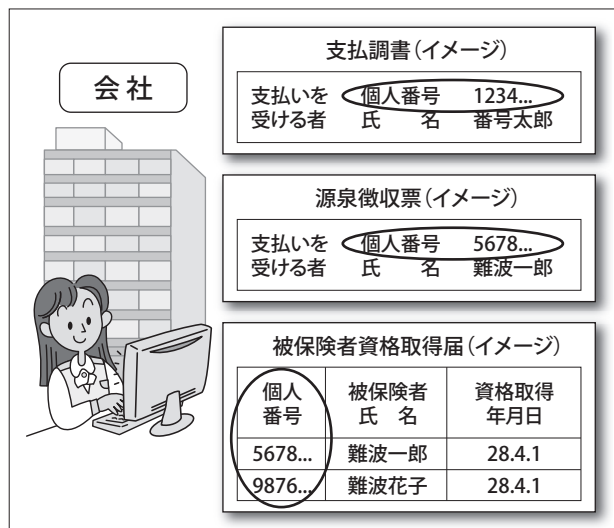
平成 28 年 1 月以降、これらの手続きを行うために

マイナンバーが必要になります。そのため、従業員のほか外部の方からもマイナンバー（個人番号又は法人番号）を提供してもらう必要があります。

マイナンバー制度は、社会保障や税の手続きで全従業員に関係する制度です。税や社会保障の手続きのために、それぞれの帳票等の提出時期までに、パートやアルバイトを含め、全従業員の個人番号を順次取得し、源泉徴収票や健康保険・厚生年金・雇用保険などの書類に番号を記載することになります。

また、マイナンバーをその内容に含む個人情報(以

下、特定個人情報）は適切に管理することが求められ、不正な盗用・漏えいなどがあった場合は罰則も規定されています。



2. マイナンバーの収集の実務

社会保障及び税に関する手続書類の作成事務を処理するために必要がある場合に限り、従業員等に個人番号の提供を求めることができます。番号の提供を求める時期は、社会保障及び税に関する手続書類の作成事務が発生した時点が原則です。

マイナンバー（個人番号）を収集する際には、利用目的を通知・公表するとともに、「番号確認」と「本人確認」が必要です。

「個人番号カード」を持っている場合には、番号確認と本人確認がこのカードのみで可能です。個人番号カードを持っていない場合は、「通知カード」（または住民票）で番号確認を、運転免許証やパスポートなど写真付きの身分証明書で本人確認を行います。

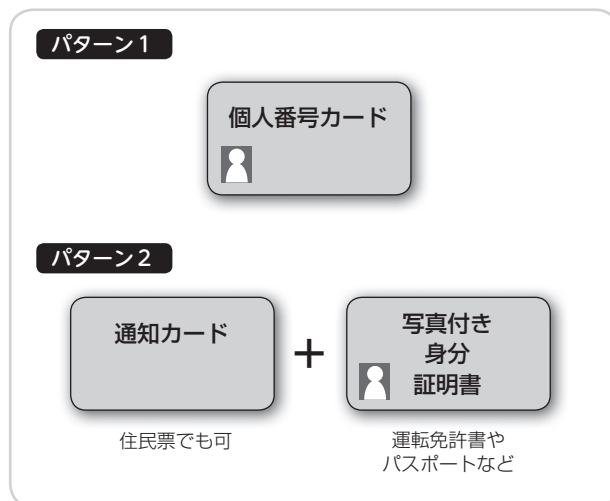
なお、従業員など雇用関係にあることなどから本人に相違ないことが明らかに判断できる場合は、本人確認のための書類の提示は必要ありません。

また、従業員の扶養家族の本人確認については、年末調整の扶養控除等申告書や社会保険の被扶養者（異動）届など、従業員が企業を通じて提出する書類については、事業者が従業員の扶養家族の本人確認を行う必要はありません。

これに対し、国民年金第3号被保険者の届出など、

事業者が従業員の配偶者等の個人番号を記載しなければならない場合は、事業者がその配偶者等の本人確認を行わなければなりません。実務上はその従業員が代理人となって配偶者等の本人確認をすることになるでしょう。

<番号確認と本人確認方法の例>



3. 取り扱う情報の整理

事業者は、特定個人情報等の取扱いを検討するに当たって、①個人番号を取り扱う事務の範囲及び②特定個人情報等の範囲を明確にした上で、③事務取扱担当者を明確にしておく必要があります。

これらを踏まえ、特定個人情報等の適正な取扱いの確保について組織として取り組むために、基本方針等を策定することが重要です。

①個人番号を取り扱う事務の範囲の明確化

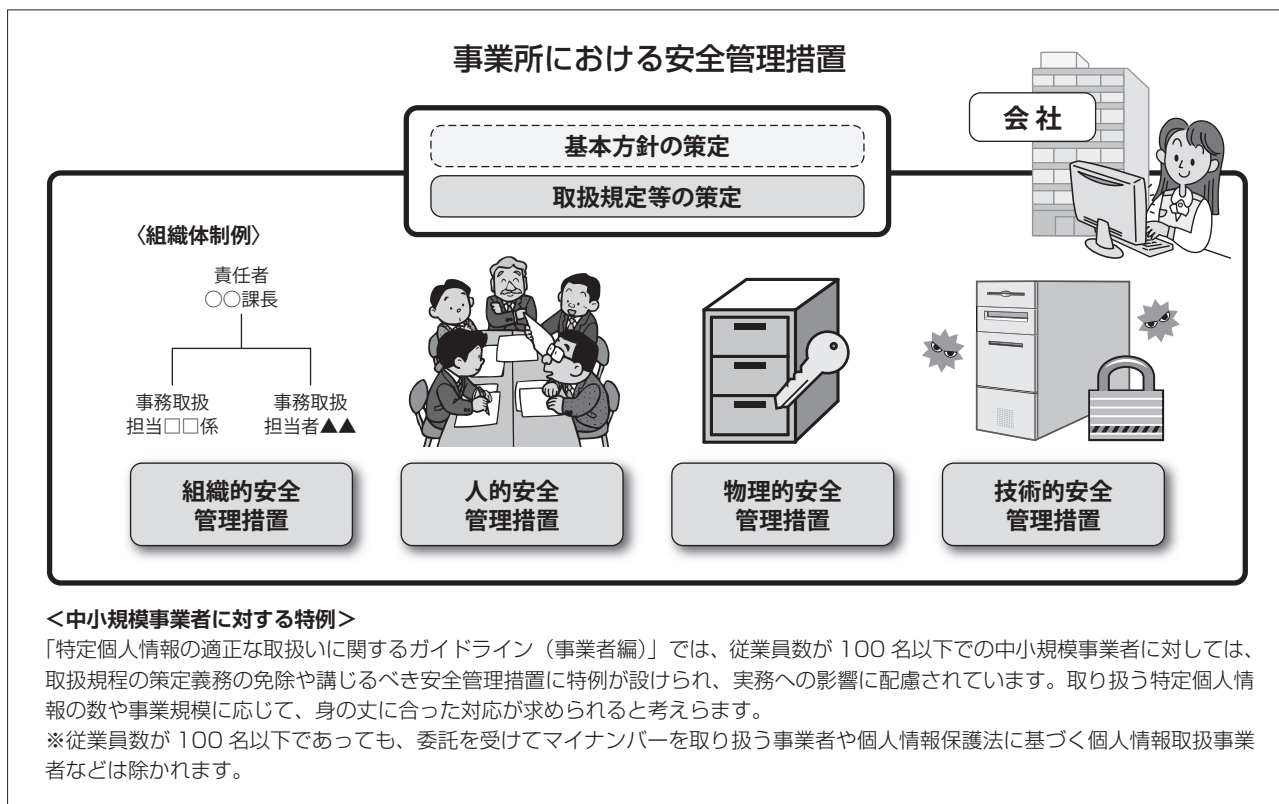
細目を具体的に列挙するよりは、健康保険・厚生年金保険関係届出事務、雇用保険関係届出事務、給与所得・退職所得に係る源泉徴収票作成義務、といった項目で定める方法が現実的といえます。

②特定個人情報等の範囲の明確化

個人番号と何を紐付けして管理するのか（例：氏名、生年月日等）の範囲を明確にすることです。

③事務取扱担当者の明確化

担当者個人を特定することが求められますが、個人の特定が困難な場合は、部署や係単位での設定も考えられます。



4. 基本方針・取扱規程等の策定について

(1) 特定個人情報の基本方針の策定（任意）

特定個人情報等の適正な取り扱いの確保について組織として取り組むために策定することが重要です。基本方針の策定は任意ですが、基本方針を策定することで、従業員への教育にも役立ちます。

「特定個人情報の適正な取り扱いに関するガイドライン」では、基本方針の記載項目として、①事業者の名称、②関係法令・ガイドライン等の遵守、③安全管理措置に関する事項、④質問及び苦情処理の窓口の各項目が挙げられています。

(2) 特定個人情報の取扱規程の策定

〈中小規模事業者の対応〉

従業員数100名以下の中小規模事業者（以下、中小規模事業者）においては、取扱規程を策定する必要はありませんが、特定個人情報等の取扱い範囲や担当者を明確化する、事務取扱担当者が変更となった場合は確実な引継ぎを行い責任ある立場の者が確認する、特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を

保存することなどが求められています。

〈中小規模以外の事業者の対応〉

一方、従業員数100名超の事業者は、特定個人情報等の具体的な取扱いを定める取扱規程を策定することが求められています。

取扱規程とは、源泉徴収票や支払調書の作成等の事務で特定個人情報等を取扱う場合のマニュアルや事務フローなどの手順を示した文書で、従業員が容易に参照できるようにする必要があります。

内容については、取得、利用、保存、提供、削除・廃棄を行う各段階での取扱方法、責任者・事務取扱担当者及びその任務等について定めることが考えられます。また、具体的に定める事項については、後述する各安全管理措置を織り込むことが重要です。

5. 安全管理措置の実施

個人番号及び特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の適切な管理のために、必要かつ適切な安全管理措置を講じなければなりません。また、従業員に対する必要かつ適切な監督も行わなければなりません。

(1) 組織的安全管理措置

①組織体制の整備

<中小規模事業者の対応>

中小規模事業者においては、事務取扱担当者が複数いる場合、責任者と事務取扱担当者を区分することが望ましいです。

<中小規模以外の事業者の対応>

責任者、事務取り扱い担当者の責任・役割の明確化など、情報漏えい事故に備えた組織体制を整備しなければなりません。

②取扱規程等に基づく運用

<中小規模事業者の対応>

中小規模事業者においては、特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存しなければなりません。

<中小規模以外の事業者の対応>

取扱規程等に基づく運用状況を確認するため、システムログ又は利用実績を記録しなければなりません。

③取扱状況を確認する手段の整備

<中小規模事業者の対応>

上記②同様に、特定個人情報等の取扱状況の分かる記録を保存しなければなりません。

<中小規模以外の事業者の対応>

特定個人情報ファイルの取扱状況を確認するための手段を整備しなければならないほか、取扱状況を確認するための記録等には特定個人情報等は記載してはなりません。

④情報漏えい等事案に対応する体制の整備

<中小規模事業者の対応>

中小規模事業者においては、情報漏えい等の事案の発生等に備え、従業員から責任ある立場の者に対する報告連絡体制等をあらかじめ確認しておかなければなりません。

<中小規模以外の事業者の対応>

情報漏えい等の事案の発生又は兆候を把握した場合に、適切かつ迅速に対応するための体制を整備しなければなりません。また、情報漏えい等の事案が発生した場合、二次被害の防止、類似事案の発生防止等の観点から、事案に応じて、事実関係及び再発防止策等を早急に公表することが重要です。

⑤取扱状況の把握及び安全管理措置の見直し

<中小規模事業者の対応>

中小規模事業者においては、責任ある立場の者が、

特定個人情報等の取扱状況について、定期的に点検を行わなければなりません。

<中小規模以外の事業者の対応>

特定個人情報等の取扱状況を把握し、安全管理措置の評価、見直し及び改善に取り組まなければなりません。具体的には、定期的な自主点検、外部監査などが考えられます。

(2) 人的安全管理措置

①事務取扱担当者の監督

事業者は、特定個人情報等が取扱規程等に基づき適正に取り扱われるよう、事務取扱担当者に対して必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

②事務取扱担当者の教育

事業者は、事務取扱担当者に、特定個人情報等の適正な取扱いを周知徹底するとともに適切な教育を行わなければなりません。

具体的には、特定個人情報等の取り扱いに関する定期的な従業員研修や、秘密保持に関する事項を就業規則等に盛り込むことが考えられます。

(3) 物理的安全管理措置

①特定個人情報等を取り扱う区域の管理

特定個人情報等の情報漏えい等を防止するために、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを管理する区域（以下「管理区域」という。）及び特定個人情報等を取り扱う事務を実施する区域（以下「取扱区域」という。）を明確にし、物理的な安全管理措置を講じなければなりません。

具体的には、管理区域に関する物理的安全管理措置としては、ＩＣカード、ナンバーキー等による入退室管理や管理区域へ持ち込む機器等の制限等が考えられます。取扱区域に関する物理的安全管理措置としては、壁又は間仕切り等の設置及び座席配置の工夫等が考えられます。

②機器及び電子媒体等の盗難等の防止

管理区域及び取扱区域における特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体及び書類等の盗難又は紛失等を防止するために、物理的な安全管理措置を講じなければなりません。

具体的には、特定個人情報等を取り扱う機器、電子媒体又は書類等を、施錠できるキャビネット・書

庫等に保管することや、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムが機器のみで運用されている場合は、セキュリティワイヤー等により固定すること等が考えられます。

③電子媒体等を持ち出す場合の漏えい等の防止

<中小規模事業者の対応>

特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、パスワードの設定、封筒に封入し靴に入れて搬送する等、紛失・盗難等を防ぐための安全な方策を講じなければなりません。

<中小規模以外の事業者の対応>

特定個人情報等が記録された電子媒体又は書類等を持ち出す場合、容易に個人番号が判明しない措置の実施、追跡可能な移送手段の利用等、安全な方策を講じなければなりません。「持出し」とは、特定個人情報等を、管理区域又は取扱区域の外へ移動させることをいい、事業所内での移動等であっても、紛失・盗難等に留意する必要があります。

具体的には、特定個人情報等が記録された電子媒体を安全に持ち出す方法としては、持出しデータの暗号化、パスワードによる保護、施錠できる搬送容器の使用等が考えられます。また、特定個人情報等が記載された書類等を安全に持ち出す方法としては、封緘、目隠しシールの貼付を行うこと等が考えられます。

④個人番号の削除、機器及び電子媒体等の廃棄

<中小規模事業者の対応>

特定個人情報等を削除・廃棄したことを、責任ある立場の者が確認しなければなりません。

<中小規模以外の事業者の対応>

個人番号若しくは特定個人情報ファイルを削除した場合、又は電子媒体等を廃棄した場合には、削除又は廃棄した記録を保存しなければなりません。また、これらの作業を委託する場合には、委託先が確実に削除又は廃棄したことについて、証明書等により確認しなければなりません。

(4) 技術的安全管理措置

①アクセス制御

<中小規模事業者の対応>

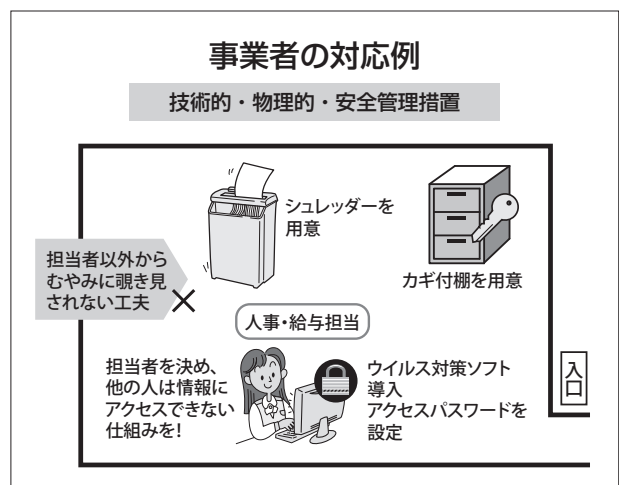
特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望

ましいです。また、機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましいです。

<中小規模以外の事業者の対応>

情報システムを使用して個人番号関係事務又は個人番号利用事務を行う場合、事務取扱担当者及び当該事務で取り扱う特定個人情報ファイルの範囲を限定するために、適切なアクセス制御を行わなければなりません。

具体的には、個人番号と紐付けてアクセスできる情報の範囲をアクセス制御により限定することや、特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムをアクセス制御により限定すること、ユーザーIDに付与するアクセス権により特定個人情報ファイルを取り扱う情報システムを使用できる者を事務取扱担当者に限定することなどが考えられます。



②アクセス者の識別と認証

<中小規模事業者の対応>

アクセス制御と同様に、特定個人情報等を取り扱う機器を特定し、その機器を取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましいです。また、機器に標準装備されているユーザー制御機能（ユーザーアカウント制御）により、情報システムを取り扱う事務取扱担当者を限定することが望ましいです。

<中小規模以外の事業者の対応>

特定個人情報等を取り扱う情報システムは、事務取扱担当者が正当なアクセス権を有する者であることを、識別した結果に基づき認証しなければなりません。

具体的な事務取扱担当者の識別方法として、ユー

ザーID、パスワード、磁気・ICカード等が考えられます。

③外部からの不正アクセス等の防止

情報システムを外部からの不正アクセス又は不正ソフトウェアから保護する仕組みを導入し、適切に運用しなければなりません。

具体的には、ファイアウォールの設置、ウイルス対策ソフトウェアを導入、ソフトウェア等を最新状態とする、ログ等の定期的な分析により不正アクセス等を検知することなどが考えられます。

④情報漏えい等の防止

特定個人情報等をインターネット等により外部に送信する場合、通信経路における情報漏えい等を防止するための措置を講じなければなりません。

具体的には、通信経路における情報漏えい等の防止策としては、通信経路の暗号化等が考えられます。また、情報システム内に保存されている特定個人情報等の情報漏えい等の防止策としては、データの暗号化又はパスワードによる保護等が考えられます。

6. 委託先に対する管理義務

(1) 委託先の監督

マイナンバーに関する事務の全部または一部を委託する場合、委託者は、委託先において、委託者自ら果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じら

れるよう必要かつ適切な監督を行わなければなりません。

①委託先の適切な選定

委託者は、委託先において、委託者自らが果たすべき安全管理措置と同等の措置が講じられるか否かについて、あらかじめ確認しなければなりません。具体的な確認事項としては、委託先の設備、技術水準、従業者に対する監督・教育の状況、その他委託先の経営環境等が挙げられます。

②安全管理措置に関する委託契約の締結

秘密保持義務、特定個人情報の持出しの禁止、特定個人情報の目的外利用の禁止、再委託における条件、漏えい事案等が発生した場合の委託先の責任、委託契約終了後の特定個人情報の返却又は廃棄、従業者に対する監督・教育、契約内容の遵守状況について報告を求める規定等を盛り込まなければなりません。

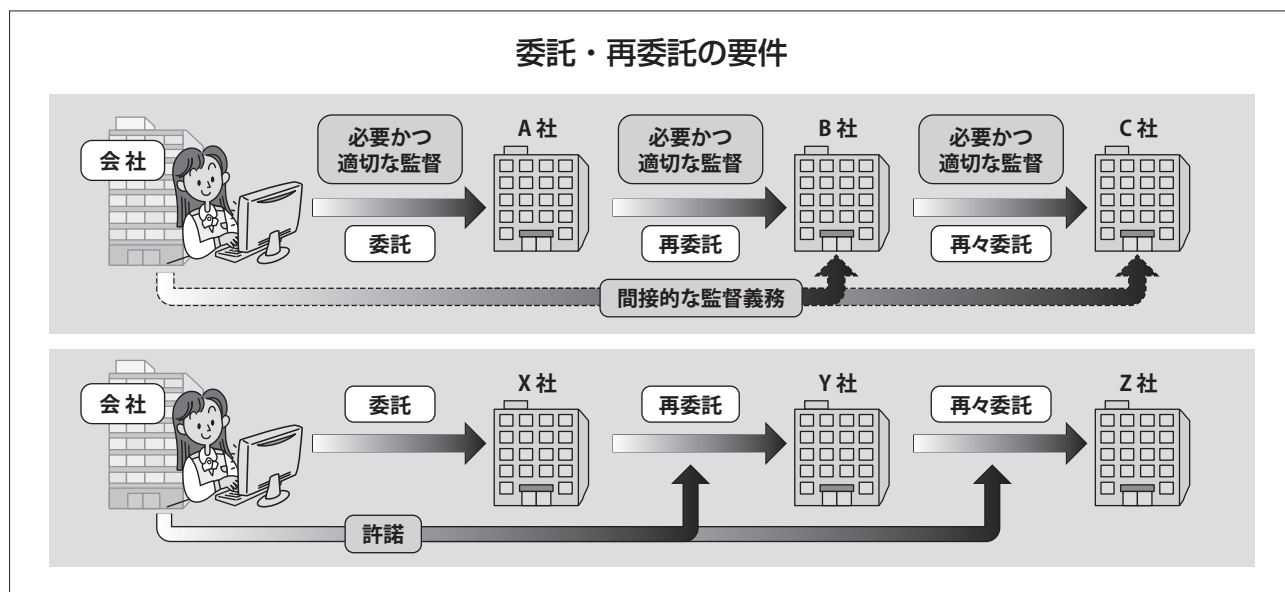
改めて委託契約書を結ぶことが困難な場合などには、「特定個人情報の取り扱いに関する覚書」といったような覚書を締結することになります。

③委託先における特定個人情報の取扱状況の把握

委託者が委託先に対して実地の調査を行える状況が望ましいですが、実務的には、ヒアリングシートを用いて把握をすることなどが考えられます。

(2) 再委託

委託を受けた者は、委託者の許諾を得た場合に限



り、再委託をすることができます。また、再委託を受けた者は、最初の委託者の許諾を得た場合に限り、その事務を更に再委託することができます。

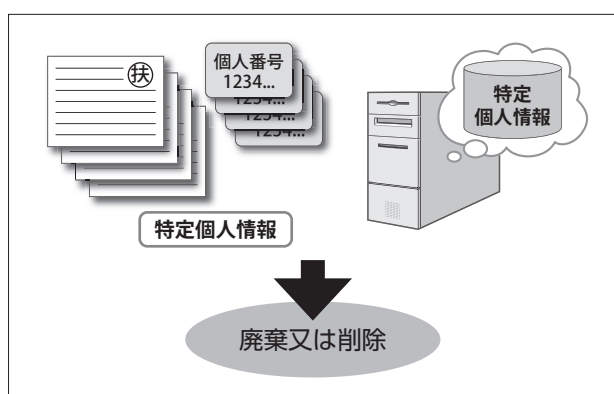
なお、最初の委託者は、委託先だけでなく、再委託先・再々委託先に対しても間接的に監督義務を負います。

7. マイナンバーの保管・廃棄

特定個人情報、社会保障及び税に関する書類の作成事務を行う必要がある場合に限り、保管し続けることができます。また、個人番号が記載された書類等のうち所管法令によって一定期間保存が義務付けられているもの（例えば、税務関係書類は7年）は、その期間保管することとなります。

社会保障及び税に関する書類の作成事務を処理する必要がなくなった場合で、所管法令において定められている保存期間を経過した場合には、個人番号が記載された書類の廃棄や個人番号が記憶されているパソコン内のデータの削除をしなければなりません。

書類の廃棄は、シュレッダーによる裁断や専門業者による溶解処理サービス等の利用が考えられます。また、パソコンのデータの削除は、復元できない方法で削除する必要があります。



8. その他の対応

(1) 従業員への事前周知（通知・研修等）

①住民票の住所の確認の周知

平成27年10月から、住民票の所在地に、マイナ

ンバー（個人番号）が記載された通知カードが郵送されます。現住所と住民票所在地が異なる場合には、通知カードが届きませんので、住民票が正しい内容で届け出されているか、確認するための周知を事前（9月頃）に行うとよいでしょう。

②通知カードの厳重保管のお願い

通知カードが届いた場合、厳重に保管するよう周知することが重要です。

従業員の扶養親族で、県外の大学等に通う学生等であって住民票が転出されている場合などは注意が必要です。また、技能実習生等の外国人労働者を雇用している場合は、必要に応じて母国語で周知することなども考えられます。

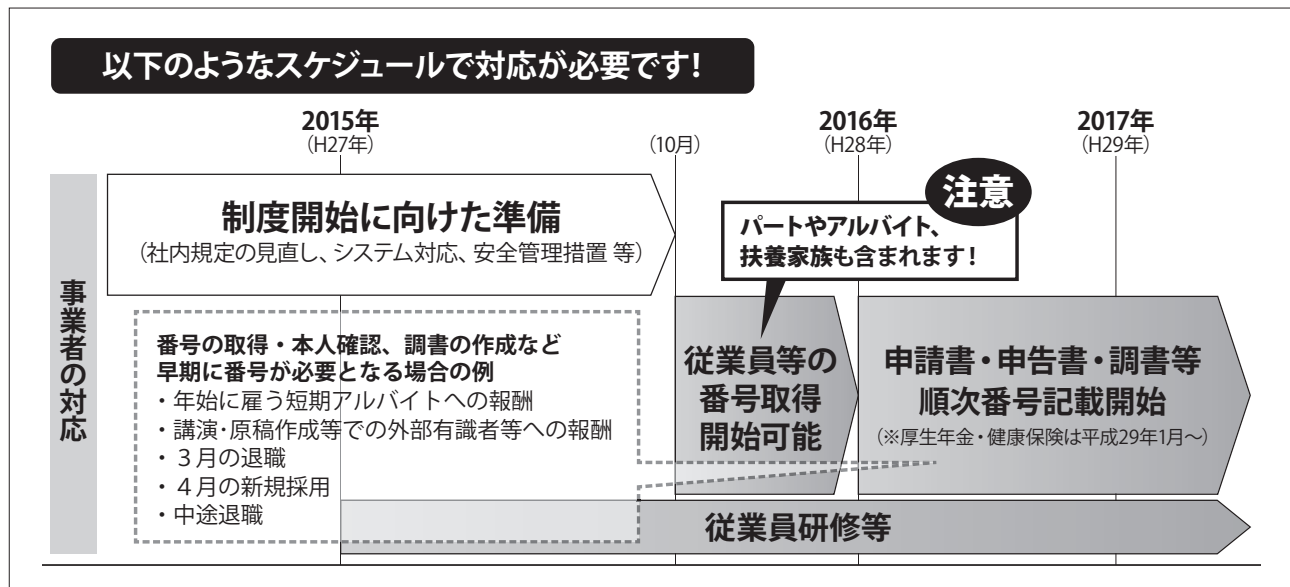
(2) システム対応

マイナンバー制度の導入により、源泉徴収票等の様々な書類の様式が変更されます。給与計算等の市販のシステムを利用している場合はバージョンアップで対応がされることが多いと思われませんが、システムを自社開発している場合など、必要に応じて対応が求められます。



「マイナちゃん」は、内閣府で作成されたマイナンバー制度のマスコットキャラクターで、広報用のロゴとして活用されています。

1. マイナンバーの準備スケジュール



10月以降、通知が届き次第、従業員等からマイナンバーの取得を始めることが可能になります。利用開始は平成28年1月以降ですが、税の手続は平成28年分として主に平成29年2月～3月の確定申告期（個人事業者の場合）になります。厚生年金・健康保険の手続は平成29年1月以降とされていま

す。短期のパート・アルバイト、報酬の支払などでは、平成28年1月以降、早期にマイナンバーの取得・記載等が必要になります。なお、税理士や社会保険労務士に關係業務を委託することはこれまでどおり可能ですが、委託契約の見直しなどを検討してください。

2. 中小企業・小規模事業者におけるマイナンバー導入のポイント（チェックリスト）

マイナンバーの導入に際し、事業者のみなさまは、社会保障や税の手続きのため、従業員の方々からマイナンバーを取得し、適切に管理・保管する必

要があります。従業員数の少ない事業者では、以下のチェックリストを参考にしてください。

＜担当者の明確化と番号の取得＞

- マイナンバーを扱う人を、あらかじめ決めておきましょう（給料や社会保険料を扱っている人など）。
- 政府が作成している広報用資料を掲示板に貼るなどして、従業員の皆さんに通知が届く時期や何に使うかなど、基本的なことを知ってもらいましょう。
- マイナンバーを従業員から取得する際には、番号が間違っていないかの確認と身元の確認が必要です。①顔写真の付いている「個人番号カード」か、②10月から届くマイナンバーが書いてある「通知カード」と「運転免許証」などで確認を行いましょう。（ただし、従業員で身元の確認が十分できている場合は、番号だけ確認してください。また、アルバイトやパートの方も、マイナンバーの番号確認や身元確認が必要となります。）
- マイナンバーが記載された書類は、カギがかかる棚や引き出しに大切に保管するようにしましょう。

無理にパソコンを購入する必要はありません。

<マイナンバーの管理・保管>

- 従業員の退職や契約の終了などでマイナンバーが必要なくなったら、細かく裁断するなどマイナンバーの書いてある書類を廃棄しましょう。パソコンに入っているマイナンバーも削除しましょう。
- パソコンがインターネットに接続されている場合は、ウイルス対策ソフトを最新版に更新するなどセキュリティ対策を行いましょう。

<担当者の明確化と番号の取得>

- マイナンバーを従業員から取得する際には、利用目的（「源泉徴収票作成」「健康保険・厚生年金保険届出」「雇用保険届出」）を伝えましょう。

3. マイナンバーについて詳しく知りたい場合はこちら

(1) マイナンバーのホームページ

<http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>

説明動画や冊子などの広報物が多数掲載されています。

(2) マイナンバー公式ツイッター

https://twitter.com/MyNumber_PR

(3) マイナンバーのコールセンター

①全国共通ナビダイヤル

TEL：0570-20-0178

平日9時30分～17時30分（土日祝日、年末年始除く）

通話料は有料です。

②英語・中国語・韓国語・スペイン語・ポルトガル語対応

TEL：0570-20-0291

③一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合

TEL：050-3816-9405

【参考文献】

- ・内閣官房「マイナンバー」ホームページ <http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/>
- ・特定個人情報保護委員会ホームページ <http://www.ppc.go.jp/>
- ・富山市ホームページ「マイナンバーの通知カード、個人番号カードについて」
<http://www.city.toyama.toyama.jp/shiminseikatsubu/shiminka/mynumber.html>
- ・『特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（事業者編）』（特定個人情報保護委員会）
- ・『マイナンバーガイドライン入門（事業者編）（平成26年12月版）』（特定個人情報保護委員会）
- ・『中小企業向け はじめてのマイナンバーガイドライン（平成26年12月版）』（特定個人情報保護委員会）
- ・『マイナンバー-社会保険・税番号制度 民間事業者の対応 平成27年5月版』（内閣官房）
- ・『中小企業向けポイント資料（入門編）』（内閣府）
- ・『マイナンバー導入チェックリスト』（内閣府）
- ・『マイナンバー制度の実務と業務フローがわかる本』（社会保険労務士法人名南経営）
- ・『組合・中小企業のためのマイナンバー制度対応』（全国中小企業団体中央会）

特集2 雇用関係助成金のご案内

平成27年度の雇用関係の助成金について、『雇用関係各種助成金と取扱機関ガイド』（富山労働局版 平成27年4月10日現在）より抜粋して、ご紹介します。

雇用の安定、職場環境の改善、仕事と家庭の両立支援、従業員の能力向上、労働条件の改善などに、ぜひ、ご活用ください。

詳しくは [雇用関係助成金] で検索してください。

http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/kyufukin/

受給対象となる事業主

- 雇用保険や労働者災害補償保険の適用事業所の事業主
- 期間内に申請を行う事業主
- 支給のための審査に協力する事業主

審査への
協力の具体例

- 審査に必要な書類を整備・保管する。
- 都道府県労働局・ハローワーク・(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構から書類の提出を求められたら応じる。
- 都道府県労働局・ハローワーク・(独)高年齢・障害・求職者雇用支援機構の実地調査に応じる。

助成金を受給できない事業主

- 不正受給をしてから3年以内に申請をした事業主 または、申請日後、支給決定日までの間に不正受給をした事業主

※不正受給とは、偽りその他不正行為により本来受けることのできない給付金を受け、または受けようとするをいいます。

- 支給申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を納入していない事業主
- 支給申請日の前日から過去1年間に、労働関係法令の違反を行った事業主
- 性風俗関連営業、接待を伴う飲食等営業、またはこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業主

※これらの営業を行っていても、接待業務に従事しない労働者の雇い入れに係る助成金については、受給が認められる場合があります。

- 暴力団と関わりのある事業主
- 支給申請日、または支給決定日の時点で倒産している事業主
- 不正受給を理由に支給決定を取り消された場合に、都道府県労働局が事業主名を公表することについて、同意していない事業主

支給申請期間

助成金の支給申請期間は、申請が可能となった日から2カ月以内とします。

中小企業事業主の範囲

雇用関係助成金における「中小企業事業主」の範囲は、以下のとおりとします。

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
小売業(飲食店を含む)	5,000万円以下	または	50人以下
サービス業	5,000万円以下		100人以下
卸売業	1億円以下		100人以下
その他の業種	3億円以下		300人以下

ただし、以下の助成金については、範囲が異なります。

◎職場定着支援助成金（中小企業団体助成コース）

	資本金の額・出資の総額		常時雇用する労働者の数
ゴム製品製造業 ※	3億円以下	また は	900人以下
ソフトウェア業または 情報処理サービス業	3億円以下		300人以下
旅館業	5,000万円以下		200人以下

※自動車・航空機用のタイヤ、チューブ製造業や工業用ベルト製造業を除く。

◎中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金

業種や資本金の額・出資の総額にかかわらず、常時雇用する労働者の数が300人以下

助成金申請に当たってのご注意

- 不正受給を行った事業主は、助成金の返還を求められるとともに、事業主名が公表されることがあります。
- 都道府県労働局に提出した支給申請書、添付書類の写しなどは、支給決定されたときから5年間保存しなければなりません。
- 雇用関係助成金の支給・不支給の決定、支給決定の取消しなどは、行政不服審査法上の不服申立ての対象とはなりません。

実際に助成金を受給するためには、上記の要件と併せて、各助成金の個別の要件も満たす必要があります。詳しくは富山労働局、ハローワーク、(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構富山支部にお問い合わせください。

取扱い機関一覧

富山労働局 職業対策課

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 6F
TEL 076-432-2793 FAX 076-432-3801

富山労働局 地方訓練受講者支援室

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 6F
TEL 076-415-0242 FAX 076-432-3801

富山労働局 助成金センター5F

〒930-0008 富山市神通本町1-6-9 MIPSビル
TEL 076-432-9172 FAX 076-432-9173

富山労働局 助成金センター6F

〒930-0008 富山市神通本町1-6-9 MIPSビル
TEL 076-432-9162 FAX 076-432-9170

富山労働局 雇用均等室

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 5F
TEL 076-432-2740 FAX 076-432-3959

富山労働局 監督課

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 3F
TEL 076-432-2730 FAX 076-432-6089

富山労働局 貸金室

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 3F
TEL 076-432-2735 FAX 076-432-6089

富山労働局 健康安全課

〒930-8509 富山市神通本町1-5-5 富山労働総合庁舎 3F
TEL 076-432-2731 FAX 076-432-6089

ハローワーク富山

〒930-0857 富山市奥田新町45
TEL 076-431-8609 FAX 076-443-1552

ハローワーク高岡

〒933-0902 高岡市向野町3-43-4
TEL 0766-21-1515 FAX 0766-26-0612

ハローワーク魚津

〒937-0801 魚津市新金1-12-31
TEL 0765-24-0365 FAX 0765-24-6100

ハローワーク砺波

〒939-1363 砺波市太郎丸1-2-5
TEL 0763-32-2914 FAX 0763-33-1401

ハローワーク滑川

〒936-0024 滑川市辰野11-6
TEL 076-475-0324 FAX 076-475-9097

ハローワーク氷見

〒935-0023 氷見市朝日丘9-17
TEL 0766-74-0445 FAX 0766-74-0031

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部 高齢・障害者業務課

〒930-0004 富山市桜橋通り1-18
TEL 076-471-7770 FAX 076-471-6660

テレワーク相談センター ((一社)日本テレワーク協会)

〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台1-8-11 東京YMCA会館 3階
TEL 0120-91-6479

雇用関係助成金一覧

A. 雇用維持関係の助成金

1 雇用調整助成金 【労働局】	
景気の変動、産業構造の変化などの経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた場合（※1）に、休業、教育訓練、または出向（※2）によって、その雇用する労働者の雇用の維持を図る事業主に対して助成 （※1）売上高または生産量などの事業活動を示す指標の最近3か月間の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少していること等 （※2）3か月以上1年以内の出向に限る	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の一部助成2/3（中小企業以外は1/2） 教育訓練を行った場合は、教育訓練費を1人1日あたり1,200円加算 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の一部助成2/3（中小企業以外は1/2）

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局助成金センター6F

B. 再就職支援関係の助成金

2 労働移動支援助成金 【労働局】	
I 再就職支援奨励金	
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされる労働者等に対して、再就職を実現するための支援を民間の職業紹介事業者に委託等して行う事業主に対して助成	委託費用の2/3（中小企業以外は1/2） 支給対象者が45歳以上の場合は委託費用の4/5（中小企業以外は2/3）（1人あたり上限60万円、再就職支援委託時に10万円を支給し、残りを再就職実現時に支給） 訓練を委託した場合、月6万円を加算（上限3か月分） グループワークを委託した場合、3回以上実施で1万円を加算 求職活動のための休暇を付与した場合、日額7,000円（中小企業以外は4,000円）を支給（上限90日分、再就職実現時のみ支給、委託なしでも支給可能）
II 受入れ人材育成支援奨励金／早期雇入れ支援	
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を離職日から3か月以内に雇入れた事業主に対して助成	1人あたり30万円 ※1年度1事業所あたり500人が上限
III 受入れ人材育成支援奨励金／人材育成支援	
事業規模の縮小等に伴い離職を余儀なくされた労働者等を雇入れ、または移籍等により労働者を受入れ、訓練（※）を行った事業主に対して助成 （※）Off-JTのみ、またはOff-JTとOJT	Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円 訓練経費助成 実費相当額（上限30万円） OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局助成金センター6F

C. 高齢者・障害者等関係の助成金

3 特定求職者雇用開発助成金 【労働局】	
I 特定就職困難者雇用開発助成金	
高齢者（60歳以上65歳未満）や障害者などの就職が特に困難な者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）継続して雇用する雇用保険一般被保険者として雇い入れ、本助成金の支給終了後も引き続き相当期間当該対象労働者を継続して雇用すること（対象労働者の年齢が65歳以上に達するまで継続して雇用し、かつ、当該雇用期間が継続して2年以上であることをいう）が確実と認められること	【高齢者（60～64歳）、母子家庭の母等】 1人あたり60万円（中小企業以外は50万円） 短時間労働者（※）は40万円（中小企業以外は30万円） 【身体・知的障害者（重度以外）】 1人あたり120万円（中小企業外は50万円） 短時間労働者（※）は80万円（中小企業以外は30万円） 【身体・知的障害者（重度又は45歳以上）、精神障害者】 1人あたり240万円（中小企業以外は100万円） 短時間労働者（※）は80万円（中小企業以外は30万円） （※）1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満の者（以下同じ） （注）支給額は平成27年5月以降の雇入れから適用されるものです
II 高齢者雇用開発特別奨励金	
65歳以上の離職者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上継続して雇用する労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れ、1年以上雇用することが確実であると認められること	1人あたり60万円（中小企業以外は50万円） 短時間労働者は40万円（中小企業以外は30万円） （注）支給額は平成27年5月以降の雇入れから適用されるものです
III 被災者雇用開発助成金	
東日本大震災の被災地域における被災離職者等を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、1年以上雇用されることが見込まれる労働者として雇い入れた（※）事業主に対して助成 （※）雇用保険一般被保険者として雇い入れ、1年以上継続して雇用することが見込まれること	1人あたり60万円（中小企業以外は50万円） 短時間労働者は40万円（中小企業以外は30万円） （注）支給額は平成27年5月以降の雇入れから適用されるものです
4 高齢者雇用安定助成金 【機構】	
高齢者の活用促進のための雇用環境整備の措置（※）を実施する事業主に対して助成 （※）次の①～④のいずれかの措置 ①新たな事業分野への進出等による高齢者の職場または職務の創出 ②機械設備、作業方法、作業環境の導入または改善による既存の職場または職務における高齢者の就業機会の拡大 ③高齢者の就業機会を拡大するための雇用管理制度の導入または見直し ④労働協約または就業規則による定年の引上げ、定年の定め廃止、希望者全員を対象とする継続雇用制度の導入	支給対象経費の2/3（中小企業以外は1/2） 60歳以上雇用保険被保険者1人あたり上限20万円（上限1,000万円） 建設、製造、医療、保育又は介護の分野に係る事業を営む事業主 60歳以上の雇用保険被保険者1人あたり上限30万円（上限1,000万円）

最寄りのハローワーク
又は
富山労働局職業対策課

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 富山支部
高齢・障害者業務課

5 障害者トライアル雇用奨励金 【労働局】		→	最寄りの ハローワーク 又は 富山労働局 職業対策課
I 障害者トライアル雇用奨励金			
就職が困難な障害者を、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大4万円（最長3か月間）	→	
II 障害者短時間トライアル雇用奨励金		→	
直ちに週20時間以上勤務することが難しい精神障害者および発達障害者の求職者について、3か月から12か月の期間をかけながら20時間以上の就業を目指して試用雇用を行う場合に助成	1人あたり月額最大2万円（最長12か月）	→	
6 障害者初回雇用奨励金（ファースト・ステップ奨励金） 【労働局】		→	
障害者雇用の経験のない中小企業（※1）において、雇用率制度の対象となるような障害者を初めて雇用し、当該雇入れによって法定雇用率を達成する場合（※2）に助成 <small>（※1）障害者の雇用義務制度の対象となる労働者数50～300人の中小企業 （※2）1人目の対象労働者を雇い入れた日の翌日から起算して3か月後までの間に、雇い入れた対象労働者の数が障害者雇用促進法第43条第1項に規定する法定雇用障害者数以上となって、法定雇用率を達成すること</small>	対象となる措置のすべてを満たした場合、120万円	→	
7 中小企業障害者多数雇用施設設置等助成金 【労働局】		→	
中小企業である事業主が、地域の障害者雇用促進のための計画を作成し、当該計画に基づき障害者を10人以上等多数雇用するとともに、障害者の雇入れに必要な事業所の施設・設備等の設置・整備をした場合に、当該施設・設備等の設置等に要する費用に対して助成	支給対象者数と施設整備に要した費用に応じて、総額2,000～3,000万円（3年間）	→	
8 発達障害者・難治性疾患患者雇用開発助成金 【労働局】		→	
発達障害者または難治性疾患患者をハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により常用労働者として雇い入れる事業主に対して助成	1人あたり120万円（中小企業以外は50万円） 短時間労働者は80万円（中小企業以外は30万円）	→	
9 障害者雇用安定奨励金 【労働局】		→	
I 障害者職場定着支援奨励金		→	
障害者を雇い入れるとともに、その業務に必要な援助や指導を行う職場支援員（※）を配置する事業主に対して助成 <small>（※）職場支援員1人が支援する対象労働者の数は3人を上限</small>	【職場支援員を雇用契約または業務委託契約により配置した場合】 1人あたり月額4万円（中小企業以外は月額3万円） 短時間労働者は、月額2万円（中小企業以外は月額1万5千円） 【職場支援員を委嘱契約により配置した場合】 委嘱による支援1回あたり1万円 <small>※助成対象期間は、2年間（精神障害者は3年間）が上限</small>	→	
II 訪問型職場適応援助促進助成金		→	
職場適応援助者（※）による援助を必要とする障害者のために、事業所に職場適応援助者を訪問させる事業主に対して助成 <small>（※）ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者</small>	1日の支援時間が4時間以上の日 1万6千円 1日の支援時間が4時間未満の日 8千円 <small>※助成対象期間は、1年8か月（精神障害者は2年8か月）が上限</small> 訪問型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2	→	
III 企業在籍型職場適応援助促進助成金		→	
職場適応援助者（※）による援助を必要とする障害者のために、職場適応援助者を配置して援助を行う事業主に対して助成 <small>（※）ジョブコーチとも呼ばれ、障害者、事業主および当該障害者の家族に対して障害者の職場適応に関するきめ細かな支援をする担当者</small>	1人あたり月額8万円（中小企業以外は月額6万円） 短時間労働者は、月額4万円（中小企業以外は月額3万円） <small>※助成対象期間は、6か月が上限</small> 企業在籍型職場適応援助者養成研修の受講料の1/2	→	
10 障害者職場復帰支援助成金 【労働局】		→	
職場適応の措置を行い中途障害者に職場復帰させた事業主に対して助成	1人あたり70万円（中小企業以外は50万円）	→	
11 障害者作業施設設置等助成金★ 【機構】		→	
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性による就労上の課題を克服する作業施設等の設置・整備を行う事業主に対して助成	支給対象費用の2/3	→	
12 障害者福祉施設設置等助成金★ 【機構】		→	
継続して雇用する障害者のために、その障害者の福祉の増進を図るための福祉施設等の設置・整備を行う事業主または当該事業主が加入している事業主団体に対して助成	支給対象費用の1/3	→	
13 障害者介助等助成金★ 【機構】		→	
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じた適切な雇用管理のために必要な介助者の配置等の特別な措置を行う事業主を対象に助成	【職場介助者の配置または委嘱】 支給対象費用の3/4 【職場介助者の配置または委嘱の継続措置】 支給対象費用の2/3 【手話通訳担当者の委嘱】 委嘱1回あたりの費用の3/4	→	

14 重度障害者等通勤対策助成金 【機構】		(独)高年齢・障害者求職者雇用支援機構 富山支部 高年齢・障害者業務課
雇い入れるまたは継続して雇用する障害者のために、その障害者の障害特性に応じ通勤を容易にするための措置を行う事業主を対象として助成	支給対象費用の3/4	
15 重度障害者多数雇用事業所施設設置等助成金★ 【機構】		高年齢・障害者業務課
重度障害者を多数雇用(※)し、これらの障害者のために事業施設等の整備等を行う事業主に対して助成 (※) 重度障害者を、1年以上の期間、10人以上継続して雇用している労働者数に占める重度障害者の割合が20%以上であること	支給対象費用の2/3 (特例の場合3/4)	
16 障害者職業能力開発助成金 【労働局】		最寄りのハローワーク 又は 富山労働局職業対策課
I 障害者職業能力開発訓練施設等助成金		
障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行うための施設または設備の設置、整備、更新を行う事業主に対して助成	【施設設置費】 支給対象費用の3/4	
II 障害者職業能力開発訓練運営費助成金		
障害者の職業能力の開発・向上のために、能力開発訓練事業を行う事業主等に対して助成	【運営費】 支給対象費用の3/4または4/5	
D. 雇入れ関係のその他の助成金		
17 トライアル雇用奨励金 【労働局】		最寄りのハローワーク 又は 富山労働局地方訓練受講者支援室
職業経験、技能、知識等から安定的な就職が困難な求職者(※)について、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用した場合に助成 (※) 次の①～⑥のいずれかに該当する者 ① 就労経験のない職業に就くことを希望する者 ② 学校卒業後3年以内で、安定した職業に就いていない者 ③ 2年以内に2回以上離職または転職を繰り返している者 ④ 離職している期間が1年を超えている者 ⑤ 妊娠、出産または育児を理由として離職した者で、安定した職業に就いていない期間が1年を超えているもの ⑥ 就職支援に当たって特別の配慮を要する以下の者 ア 生活保護受給者、イ 母子家庭の母等、ウ 父子家庭の父、エ 日雇労働者、オ 季節労働者、カ 中国残留邦人等永住帰国者、キ ホームレス、ク 住居喪失不安定就労者	1人あたり月額最大4万円(最長3か月間) 対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 月額最大5万円	
18 地域雇用開発助成金 【労働局】		最寄りのハローワーク 又は 富山労働局助成金センター5F
I 地域雇用開発奨励金		
同意雇用開発促進地域(※1)または過疎等雇用改善地域(※2)において、事業所の設置・整備あるいは創業に伴い、地域求職者の雇入れを行った場合に助成 (※1) 求職者数に比べて雇用機会が著しく不足している、「地域雇用開発促進法」第7条に規定する地域(戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域を含む) (※2) 若年層・壮年層の流出が著しい、「雇用保険法施行規則」第112条に基づき厚生労働大臣が指定する地域	事業所の設置・整備費用と対象労働者の増加数に応じて、50～800万円を支給(最大3年間(3回)支給) 創業の場合、1回目の支給において支給額の1/2相当額を上乗せ 戦略産業雇用創造プロジェクト実施地域の指定事業主の場合、1回目の支給において上乗せ対象労働者1人あたり50万円を上乗せ	
II 沖縄若年者雇用促進奨励金		
沖縄県の区域内において、事業所の設置・整備に伴い、沖縄県内居住の35歳未満の若年求職者の雇入れ(※)を行った場合に助成 (※) 新規卒業者でない者を3人以上雇い入れること	支払った賃金の1/3(中小企業以外は1/4) 助成対象期間は1年間(定着状況が特に優秀な場合は2年間) 新規卒業者に支払った賃金の1/3(助成対象期間は1年間)(※) (※) 3人以上の支給対象者の雇い入れのほかに、沖縄県内に居住する新規卒業者を雇い入れた中小企業	
E. 雇用環境の整備関係等の助成金		
19 職場定着支援助成金 【労働局】		最寄りのハローワーク 又は 富山労働局助成金センター6F
I 個別企業助成コース		
雇用管理制度(評価・処遇制度、研修制度、健康づくり制度、メンター制度)の導入などを通じて従業員の離職率の低下に取組む重点分野関連事業主(健康・環境・農林漁業分野等の事業を営む事業主)に対して助成	【雇用管理制度】 評価・処遇制度 10万円 研修制度 10万円 健康づくり制度 10万円 メンター制度 10万円 制度導入後の離職率の目標を達成した場合、60万円加算 【介護福祉機器等(介護事業所)】 支給対象費用の1/2(上限300万円)	
II 中小企業団体助成コース		
重点分野等(健康・環境・農林漁業分野等)の事業を営む中小企業を構成員とする事業主団体であって、その構成員である中小企業の人材確保や従業員の職場定着を支援するための事業を行う事業主団体に対して助成	事業の実施に要した支給対象経費の2/3 大規模認定組合等(構成中小企業者数500以上) 上限1,000万円 中規模認定組合等(同100以上500未満) 上限800万円 小規模認定組合等(同100未満) 上限600万円	

20 建設労働者確保育成助成金		【労働局】
建設労働者の雇用の改善、技能の向上を行う中小建設事業主等に対して助成	<p>【認定訓練】 経費助成：補助対象経費の1/6 賃金助成：1人あたり日額5,000円</p> <p>【技能実習】 経費助成：支給対象費用の9/10（委託の場合8/10） ただし、被災3県は10/10（委託の場合含む） 賃金助成：1人あたり日額8,000円</p> <p>【雇用管理制度】 制度導入助成：10万円 目標達成助成：離職状況改善60万円/離職&入職状況改善120万円</p> <p>【若年者及び女性に魅力ある職場づくり事業】 支給対象経費の2/3 （中小建設事業主、中小建設事業主団体以外は1/2）</p> <p>【建設広域教育訓練】 推進活動経費助成：支給対象経費の2/3 施設設置等経費助成：支給対象経費の1/2</p> <p>【新分野教育訓練】（新分野教育訓練終了後、新分野事業進出後それぞれ） 経費助成：支給対象経費の1/3 賃金助成：1人あたり日額3,500円</p> <p>【作業員宿舎等設置】 支給対象費用の2/3 （但し、被災3県に事業所を有する中小事業主が対象）</p>	<p>最寄りのハローワーク 又は 富山労働局助成金センター5F</p>

21 通年雇用奨励金		【労働局】
北海道、東北地方等（富山県内の一部地域を含む）の積雪または寒冷の度が特に高い地域において、冬期間に離職を余儀なくされる季節労働者を通年雇用した事業主に対して助成	<p>【事業所内就業、事業所外就業】 支払った賃金の2/3（第1回目）、 支払った賃金の1/2（第2～3回目）</p> <p>【休業】 休業手当と賃金の1/2（第1回目）、1/3（第2回目）</p> <p>【業務転換】 支払った賃金の1/3</p> <p>【訓練】 支給対象経費の1/2（季節的業務）、2/3（季節的業務以外）</p> <p>【新分野進出】 支給対象経費の1/10</p> <p>【季節トライアル雇用】 支払った賃金の1/2（減額あり）</p>	<p>最寄りのハローワーク 又は 富山労働局助成金センター5F</p>

F. 仕事と家庭の両立支援関係の助成金

22 両立支援等助成金		【労働局】	
I 事業所内保育施設設置・運営等支援助成金			
労働者のための保育施設を事業所内に設置、運営などを行う事業主・事業主団体にその費用の一部を助成	<p>設置費用の2/3（中小企業以外は1/3） 設置費用：上限2,300万円（中小企業以外は1,500万円） 運営費用の1～5年目 年間の1日平均保育乳幼児1人当たり 年額45万円（中小企業以外は34万円） 上限1,800万円（中小企業以外は1,360万円） 増築または建替え費用の1/2（中小企業以外1/3） 増築：上限1,150万円（中小企業以外は750万円） 建替え：上限2,300万円（中小企業以外は1,500万円）</p>	<p>富山労働局雇用均等室</p>	
II 中小企業両立支援助成金（代替要員確保コース）			
育児休業取得者の代替要員を確保するとともに、育児休業取得者を原職復帰させた事業主に対して助成	<p>1人あたり30万円、1年度の上限10人 育児休業取得者が期間雇用者の場合、労働者1人あたり10万円加算 ※くるみん取得企業の場合、平成37年3月31日までに50人まで</p>		
III 中小企業両立支援助成金（期間雇用者継続就業支援コース）			
有期契約労働者（期間雇用者）について、通常の労働者と同等の要件で育児休業を取得させて育児休業終了後原職復帰させた事業主に対して助成	<p>1人目40万円、2～5人目15万円 「通常の労働者として復帰させた場合の加算」に該当した場合、1人目10万円、2～5人目5万円を加算</p>		
IV 中小企業両立支援助成金（育休復帰支援プランコース）			
育休復帰プランナーの支援を受け、育休復帰支援プランを作成し、プランに基づく取組により、労働者の育児休業取得、職場復帰させた事業主に対して助成	<p>1企業あたり各1回 育休取得時30万円 職場復帰時30万円</p>		

G. キャリアアップ・人材育成関係の助成金

23 キャリアアップ助成金		【労働局】
I 正規雇用等転換コース		
有期契約労働者等を正規雇用等に転換または派遣労働者を直接雇用した事業主に対して助成	<p>①有期契約労働者→正規雇用1人あたり40万円（中小企業以外は30万円） ②有期契約労働者→無期雇用1人あたり20万円（中小企業以外は15万円） ③無期雇用労働者→正規雇用1人あたり20万円（中小企業以外は15万円） ・平成28年3月31日までの間に転換等を行った場合、1人あたり①50万円（40万円）、③30万円（25万円）を支給 ・平成28年3月31日までの間に派遣労働者を正規雇用で直接雇用する場合、30万円を加算</p>	<p>最寄りのハローワーク 又は 富山労働局助成金センター5F</p>
II 人材育成コース		
有期契約労働者等に対して職業訓練を行った事業主に対して助成	<p>Off-JT賃金助成 1時間あたり800円（中小企業以外は500円） Off-JT訓練経費助成 Off-JTの訓練時間数に応じた次の金額（※1）</p> <p>【一般職業訓練有期実習型訓練 育児休業中訓練（※2）】 100時間未満 10万円（中小企業以外7万円） 100時間以上200時間未満 20万円（中小企業以外15万円） 200時間以上 30万円（中小企業以外20万円）</p> <p>【中長期的キャリア形成訓練】 100時間未満 15万円（中小企業以外10万円） 100時間以上200時間未満 30万円（中小企業以外20万円） 200時間以上 50万円（中小企業以外30万円）</p> <p>（※1）事業主が負担した実費が上記を下回る場合は実費を限度 （※2）育児休業中訓練は訓練経費助成のみ</p> <p>OJT訓練実施助成 1時間あたり800円（中小企業以外700円）</p>	

III 処遇改善コース	
有期契約労働者等の賃金水準の向上（※）を図った事業主に対して助成 （※）賃金テーブル等を3%以上（平成26年3月1日から平成28年3月31日までの間は、2%以上）増額改定	すべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定した場合 1人あたり1万円（中小企業以外7,500円） 一部の賃金テーブル等を増額改定した場合 1人あたり5千円（中小企業以外4千円） ※平成28年3月31日までの間にすべての有期契約労働者等の賃金テーブル等を増額改定した場合 1人あたり3万円（中小企業以外2万円） 一部の賃金テーブル等を増額改定した場合 1人あたり1万5千円（中小企業以外1万円） 職務評価を活用して処遇改善を行った場合 1事業所あたり10万円加算（中小企業以外は7万5千円加算） ※平成28年3月31日までの間に職務評価を活用して処遇改善を行った場合 20万円加算（中小企業以外15万円加算）
IV 健康管理コース	
有期契約労働者等に対して法定外の健康診断制度を新たに規定し、延べ4人以上実施した事業主に対して助成	1事業所あたり40万円（中小企業以外は30万円）
V 多様な正社員コース	
勤務地限定正社員、職務限定正社員、短時間正社員への転換、直接雇用等を実施した事業主に対して助成	①勤務地・職務限定正社員制度を新たに規定し、適用した場合 1事業所当たり40万円（中小企業以外30万円）（※1 ※2） ②有期契約労働者等を勤務地限定正社員、職務限定正社員、または短時間正社員に転換または直接雇用した場合 1人当たり20万円（中小企業以外15万円）（※1 ※2） ※平成28年3月31日までの間に有期契約労働者等を多様な正社員に転換または直接雇用了した場合 支給対象者1人当たり30万円（中小企業以外25万円）（※1 ※2） ③正規雇用労働者を短時間正社員に転換、または短時間正社員の新たな雇入れを実施した場合 1人当たり20万円（中小企業以外15万円）（※2） ※1平成28年3月31日までの間に派遣労働者を派遣先で勤務地限定正社員、職務限定正社員または短時間正社員として直接雇用した場合 1人当たり15万円加算 ※2支給対象者が母子家庭の母等または父子家庭の父の場合 1人あたり10万円加算
VI 短時間労働者の週所定労働時間延長コース	
短時間労働者の週所定労働時間の延長（※）を行った事業主に対して助成 （※）週所定労働時間が25時間未満の有期契約労働者等を週所定労働時間30時間以上に延長し社会保険を適用	1人あたり10万円（中小企業以外は7万5千円）



最寄りのハローワーク
又は
富山労働局助成金センター5F

24 キャリア形成促進助成金		【労働局】
I 政策課題対応型訓練（成長分野等人材育成コース）		
健康・環境などの成長分野等に関連する職業訓練を助成	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円（中小企業以外は400円） 実費相当額の1/2（中小企業以外は1/3）
II 政策課題対応型訓練（グローバル人材育成コース）		
海外関連業務に従事する人材育成を助成（海外の大学院、大学、教育訓練施設などで実施する訓練も含む）	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円（中小企業以外は400円） 実費相当額の1/2（中小企業以外は1/3）
III 政策課題対応型訓練（育休中・復帰後等能力アップコース）		
育児休業中や復帰後の能力アップのための訓練や妊娠・出産・育児により一定期間離職していた女性等の再就職後の能力アップのための訓練を助成	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円（中小企業以外は400円） 実費相当額の2/3（中小企業以外は1/2）
IV 政策課題対応型訓練（中長期的キャリア形成コース）		
専門的・実践的な教育訓練として厚生労働大臣が指定した講座の受講支援を助成	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円（中小企業以外は400円） 実費相当額の1/2（中小企業以外は1/3）
V 政策課題対応型訓練（若年人材育成コース）支援		
採用後5年以内かつ35歳未満の若年者に対する職業訓練を助成	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円（中小企業以外は400円） 実費相当額の1/2（中小企業以外は1/3）
VI 政策課題対応型訓練（熟練技能育成・承継コース）		
熟練技能者の指導力強化や技能承継のための職業訓練、認定職業訓練を助成	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円（中小企業以外は400円） 実費相当額の1/2（中小企業以外は1/3）
VII 政策課題対応型訓練（認定実習併用職業訓練コース）		
OJTとOff-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の職業訓練（XIの①を除く）を助成（対象は中小企業）	Off-JT 賃金助成 訓練経費助成 OJT 訓練実施助成	1時間あたり800円 実費相当額の1/2 1時間あたり600円
VIII 政策課題対応型訓練（自発的職業能力開発コース）		
雇用する労働者の自発的な職業訓練に対して支援をした場合に助成（対象は中小企業）	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり800円 実費相当額の1/2
IX 一般型訓練		
雇用する労働者に対する政策課題対応型訓練以外の職業訓練を助成（対象は中小企業）	賃金助成 訓練経費助成	1時間あたり400円 実費相当額の1/3



X 団体等実施型訓練		→
事業主団体等が構成事業主の雇用する労働者を対象に行う、 ①若年労働者への訓練、②熟練技能の育成・承継のための訓練、 ③育児休業中・復職後・再就職後の能力アップのための訓練を助成	訓練経費助成 (①・②の場合) 実費相当額の1/2 (③の場合) 実費相当額の2/3	
XI ものづくり人材育成訓練		→
建設業や製造業が実施するOJTとOff-JTを組み合わせた厚生労働大臣認定の次の職業訓練を助成 ①企業単独型訓練 ②企業連携型訓練 ③事業主団体等連携型訓練	Off-JT 賃金助成 1時間あたり800円(中小企業以外400円) 訓練経費助成 実費相当額の2/3(中小企業以外1/2) OJT 訓練実施助成 1時間あたり700円(中小企業以外400円)	

25 企業内人材育成推進助成金 【労働局】		→	最寄りのハローワーク 又は 富山労働局助成金センター5F
I 個別企業助成コース			
雇用する労働者を対象とする教育訓練、職業能力評価、キャリア・コンサルティングなどを活用した人材制度を導入・実施する	【教育訓練・職業能力評価制度】 導入助成 50万円(中小企業以外25万円) 実施助成 1人あたり5万円(中小企業以外2.5万円)を加算 【キャリア・コンサルティング制度】 導入助成 30万円(中小企業以外15万円) 実施助成 1人あたり5万円(中小企業以外2.5万円)を加算 育成助成 1人あたり15万円(中小企業事業主以外7.5万円)を加算 (キャリア・コンサルティング制度導入・実施にあたり、キャリア・コンサルタントを育成した場合) 【技能検定合格報奨金制度】 導入助成 20万円(中小企業以外10万円) 実施助成 1人あたり5万円(中小企業以外2.5万円)を加算 *実施・育成助成の上限10人まで	→	
II 事業主団体助成コース		→	
事業主団体が教育訓練、職業能力評価などを活用した人材育成制度を作成し、構成事業主が導入・実施する	支援実施経費 実費相当額の2/3(上限500万円)	→	

26 職場適応訓練費 【労働局】		→
都道府県労働局の委託を受けて行う職場適応訓練を助成	一般の職場適応訓練(月額) 2万4千円(重度の障害者以外) 2万5千円(重度の障害者) 短期の職場適応訓練(日額) 960円(重度の障害者以外) 1,000円(重度の障害者)	

H. 労働時間・賃金・健康確保関係の助成金

27 職場意識改善助成金 【労働局】		→	富山労働局 監督課
I 職場環境改善コース (対象事業主：年次有給休暇の年間平均取得日数が13日以下であって月間平均所定外労働時間数が10時間以上である中小企業事業主)			
成果目標の達成に向けて、労務管理担当者に対する研修、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理用ソフトウェア、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入の取り組みを行った場合	取組みの実施に要した経費(謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など)の合計額の1/2～3/4(※) (※) 成果目標の達成状況により異なります (※) 上限額を超える場合は上限額(100万円)	→	
II 所定労働時間短縮コース (対象事業主：労働基準法の特例として法定労働時間が週44時間とされており、かつ、所定労働時間が週40時間を超え週44時間以下の事業場を有する中小企業事業主)		→	
成果目標の達成に向けて、労務管理担当者に対する研修、就業規則・労働協定等の作成・変更、労務管理用ソフトウェア、労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新の取り組みを行った場合	取組みの実施に要した経費(謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など)の合計額の3/4(※) (※) 成果目標を達成した場合に限ります。 (※) 上限額を超える場合は上限額(50万円)	→	
III テレワークコース (対象事業主：テレワークを新規で導入する中小企業事業主～試行的に導入している事業主も対象です)		→	テレワーク 相談センター
成果目標の達成に向けて、テレワーク用通信機器の導入・運用、就業規則・労使協定等の作成・変更、労務管理担当者や労働者に対する研修等の取り組みを行った場合	取組みの実施に要した経費(謝金、印刷製本費、機械装置等購入費、委託費など)の合計額の1/2～3/4(※) (※) 成果目標の達成状況により異なります (※) 上限額を超える場合は上限額(注) (注) 「1人あたりの上限額」×対象労働者数又は「1企業あたりの上限額」のいずれか低い方の額	→	

28 中小企業最低賃金引上げ支援対策費補助金(業務改善助成金) 【労働局】		→	富山労働局 賃金室
時間(相当)額800円未満の労働者がいる中小企業事業主が、最も低い労働者の賃金額を40円以上引き上げる計画を作成し、労働能率の増進に資する機器の導入・研修等を行い費用を支払う場合	企業規模及び引き上げ額により、労働能率の増進に資する機器の導入・研修費用などの1/2～3/4、上限100万円～150万円(賃金の引き上げ、機器の導入・研修等を行う前に、申請手続きが必要です)。		

29 受動喫煙防止対策助成金 【労働局】		→	富山労働局 健康安全課
一定の要件を満たす喫煙所・受動喫煙を防止するための換気設備等を設置(要件を満たすための改修等を含む)する中小企業事業主	設置又は改修費用のうち、工費、設備費、備品費、機械装置費などの1/2(上限200万円)		

北陸新幹線開業で商機拡大 富山ならではの商品を武器に変化に対応

北陸新幹線が開業し、県内の土産品・菓子業界では、富山を訪れる観光客やビジネス客への販売だけでなく、首都圏において新たなマーケットが拡大するなど、「攻め」の時代に突入しました。その中で、協同組合富山のれん会専務理事、富山県菓子工業組合理事長を務める田中健一社長は、富山の食材を使った商品を次々開発し、地元客をも大切に販売戦略で経営に取り組んでいます。組合と田中商店の現状、課題、展望について聞きました。

有限会社田中商店（せんべいの田中屋）

代表取締役社長 田中 健一 氏

客層の変化とニーズの多様化

Q. 協同組合富山のれん会で共同出店する富山駅「きときと市場とやマルシェ・とやま銘菓コーナー」の状況はいかがでしょう。

富山のれん会は、旧富山駅ビルの「とやま駅特選館」に出店していた和菓子製造・販売業者のうちの20店舗で構成され、「とやま銘菓・富山のれん会」として出店しています。北陸新幹線開業前は駅周辺が工事中ということもあり特選館へのアクセスがしづらく、のれん会の売り上げは、ここ3年ほど約5%ずつダウンしていましたが、開業後の4、5月は前年比160～165%の売り上げとなり、順調な滑り出しです。開業時やゴールデンウィークは、売り場の人手不足や欠品などでバタバタしましたが、ようやく落ち着いてきました。お盆、秋の観光シーズンを控え、

従業員の確保など課題は多いですが、初心に返って頑張っていきたいです。北陸新幹線の開業を控えていた今年の夏、iPad型POSレジ（スマレジ）を導入して、レジを迅速化する計画を立てました。年配の従業員からは操作に関する不安の声も聞かれましたが、開業時には3台導入して20代の若手従業員が中心となって使いこなし、売り上げ計算やデータ分析などにおいて、大きな武器となっています。

北陸新幹線が開業して感じることは、客層が変わったことです。「とやま駅特選館」に入っていた頃は観光客が大半でしたが、地元客、若者客が増え、今まで少なかった地元客のお中元の扱いも増えました。また、観光客もこれまでは関西の方が多かったのですが、関東の方が増え、Suicaカードの利用など、求められるものも変わって対応に追われています。全ての

お客様の満足度を満たす接客、多種多様なニーズに応える品ぞろえを図っていきたいと思っています。

事務局を共同開設

Q. ご自身が役員を務める「富山県菓子工業組合」と「協同組合富山のれん会」で、事務局を開設されたそうですね。

全国の菓子工業組合の中でも、独自の事務局を持っていないのは富山県だけでした。北陸新幹線の開業で事務作業が忙しくなることを見据えて、昨年10月にのれん会と共同で事務局を立ち上げました。事務局は、私が2つの組合の役員を務めていることもあり、田中商店の隣に開設し、事務員を新規雇用しました。人件費や経費は折半して負担を抑えています。新しく入られた事務員さんは大変有能な方で、2つの組合の諸問題もスピーディーにこなしてくださり、本当に感謝しています。

現在263社が所属する菓子工業組合は、事務局を設けたことで、組合の本来の存在価値である「組合員のメリットになる活動」環境がようやく整いました。原料・資材の共同購入の提案、県産材料の需要をまとめて供給先を開拓、交渉するなど、今後、積極的に活動を展開したいです。また、後継者不足で悩む組合員が多いの



上／リニューアルした「有磯せんべい」
左／きときと市場とやマルシェ内の「とやま銘菓コーナー」

プロフィール

たなか・けんいち

昭和25年12月3日、富山市生まれ。県立富山東高校を卒業後、44年8月、祖父の代から続く菓子問屋「田中商店」に入社、55年より製造部門「風流菓子田中屋」を開業。平成6年に法人化、(有)田中商店とし、代表取締役社長に就任。18年に屋号を「せんべいの田中屋」に改名。15年10月に協同組合富山のれん会専務理事、24年6月に富山県菓子工業組合理事長に就任、現在に至る。



も課題です。サラリーマンと違って定年がなく、「ずっと現役で働ける」「生涯夢を追うことができる」という自営業の良さを、ぜひ伝えたいです。

「富山の良さ」を商品に

Q. ご自身のお店で取り組んでおられる「富山ならではの食材」を使った商品開発への思いをお聞かせください。

当店は昭和3年に祖父が菓子問屋として創業しました。私が高校を卒業した当時は、大変な不景気で当店も連鎖倒産のあおりを受け、店を続けるか廃業するかという状況でした。祖父の創業の思いと菓子業界との縁を受け継ぎたいと44年に入社しました。菓子問屋から菓子製造へと大きく方向転換したのは55年。それからは挑戦の日々でした。

富山ならではの食材を使った商品開発を思いついたのは、富山ステーションデパート（「とやま駅特選館」の前身）の銘菓コーナーに出店したのがきっかけでした。県外客と会話する中で、住んでいると分からない「富山の良さ」に気づかされました。そこでチュールリップの花びらを入れたせんべいを思いつき、3年間にわたる商品開発を経て、その後「菓子博大賞」を獲得するまでになりました。

「チュールリップせんべい」のヒットを受けて、白エビやホタルイカを焼き付けたせんべいの商品開発に挑みました。生臭さをなくす方法などを模索し、ようやく日本海の幸と富山湾の海洋深層水を使った看板商品「有磯せんべい」にたどり着きました。今年2月、北陸新幹線開業にあわせてパッケージを一新。商品構成も見直し、ブリとバイ貝のせんべいを加えて、より一層富山らしいものにしました。このほか「渦巻き幻魚(げんげ)せんべい」や薬都富山をイメージした「草楽(そうらく)せんべい」と、富山の特色を打ち出した商品があり、今後も一貫して「富山の魅力」を伝えていきたいです。

9月に新店オープン

Q. 四代目の息子さんが手がける和菓子部門「和スイーツ健太郎」を含め「田中商店」の今後の展望についてお聞かせください。

後継者難で廃業される和菓子店は多いです。息子の高校卒業後の進路選択時に、「田中商店」の今後について話し合いました。息子は、「和菓子で跡を継ぎたい」と言ってくれました。10年間にわたる修行を経て平成25年に和菓子部門を設立。今年9月中旬に、和菓子部門と現在の本店店舗、工場を集約した新店舗「和スイー

ツ健太郎」が富山市問屋町にオープンします。

せんべいは日持ちがしてお土産に向いています。一方、上生菓子、もち、赤飯などの和菓子は、富山県においては特に慶弔の引き出物などで需要があります。それを踏まえて、「せんべいの田中屋」は県外や駅、空港などお客様の集まる所に出店し、「和スイーツ健太郎」は、地域に密着し、お客様にお店に来ていただく形で、創業89年になる「田中商店」をさらに飛躍させたいです。息子も地場の材料を使った和菓子をいろいろ試作しています。自分が「富山らしさ、田中屋らしさ」にこだわったように、その思いを受け継いでくれたらと思います。

抹茶と和菓子でおもてなし

Q. 趣味と健康法についてお聞かせください。

30歳から始めた茶道が趣味です。お客様が来られたら、抹茶を点ててもてなします。お菓子は息子が作った和菓子を使ってね(笑)。日中は忙しいので、静かにお点前をすると心が落ち着きます。健康法は風呂に入って汗を流してスッキリすること、発酵食品を食べるようにすることです。65歳になりますが、まだまだやりたいことはたくさん。健康が第一ですね。

富山県情報ネットワーク事業協同組合さんよりこんにちは

IT業界には様々な企業が数多く存在し、例えば、企業の情報システムを一手に請け負う情報処理サービス系、アプリケーションソフト等を開発するソフトウェア系、ホームページ作成などのコンテンツ系など、得意とする事業ごとに分類されています。

今回は、IT関連のそれぞれの分野でスキルを持つ事業者が集まることで、多様化・高度化が進む顧客ニーズに応えている富山県情報ネットワーク事業協同組合を紹介します。

◆組合のあゆみ

情報技術の進展はドッグイヤーといわれるように変化が早く、高度で複雑かつ短納期の案件が多い情報処理システム構築等の受注は、個々の中小企業では難しいことから機会ロスが多く発生していました。また、官公庁や公的団体などの案件では、企業規模の面から信用が得られず、入札や見積書提出に参加すらできないケースも多くありました。このようなことから、平成10年1月にIT関連の異なる技術を備えたメンバーで組合を設立しました。

◆得意分野を分担して一つのプロジェクトを受注

情報システムの中で、それぞれ特色のある組合員が参加しているので、一つのプロジェクトを組合として受注し、各社が得意分野を分担することによって大きな仕事を成し遂げることができるようになりました。また、組合ということで信用力が補完されることにより、官公庁や公的団体など個別の中小企業では受注が難しかった案件を組合として共同受注できるようになるなど、取引先の幅が大きく広がりました。

共同受注事業は、富山県などの官公庁や公的団体からを中心に現在も継続することができています。



組合が開発した
スマホ用アプリ

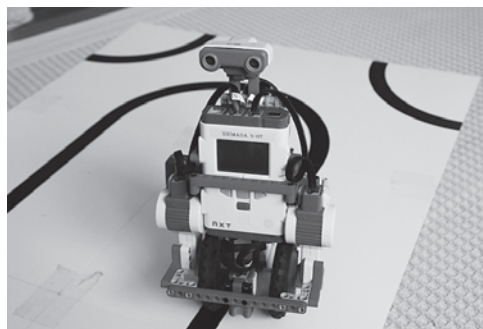
◆地域貢献活動も積極的に実施

当組合では、共同受注のほか、地域貢献活動も積極的に展開しています。

平成14年には、富山市婦中町鷺坂地域の情報ポータルサイト「うさかポータル」を立ち上げ、組合において運営しています。また、同サイトにおいて、希望者向けの情報メールサービスを展開していたところ、富山西警察署から、そのシステムを活用して防犯に役立てたいとの依頼があり、同署管内の希望者に対して

配信する「地域安全情報メール」の運用を無償で行っています。

そのほか、情報分野に興味を持ってもらうことを目的に小中学生を対象とした「ロボット教室」を開催し、ロボット製作を通じたプログラミング技術の指導を実施しています。これは、理事長が富山県情報工房の子供向けロボット教室の講師を担当したことがきっかけでスタートした活動で、日本代表として世界大会にも何度か出場するほどです。



プログラミングに興味を持ってもらうための子供向けのロボット教室

◆今後の取り組み

組合設立から17年が経ち、業界を取り巻く環境も組合員の状況も大きく変わってきており、今後、専門分野を特化していくのか、幅を広げていくのか難しいところです。当組合では、地域の企業・団体のためなことは何かを追求し、大手ではできない小回りの利いた仕事で、小さな組織なりに地道に役立っていきたいという方向性は今までと変わらず、活動していきたいと考えています。

◆ 組合概要 ◆

組合名称 富山県情報ネットワーク事業協同組合
設 立 平成10年1月21日
所 在 地 富山市長柄町二丁目1番7号
理 事 長 島田敏一
組合員数 7名
TEL 076-495-8585 FAX 076-422-3107
ホームページ <http://kumiai.e-comp.info/>

青年中央会通常総会を開催しました

富山県中小企業青年中央会

去る6月3日(水)、富山市の富山地铁ホテルにおいて、富山県中小企業青年中央会平成27年度通常総会を開催し、平成26年度事業報告、平成27年度事業計画案など3議案について審議が行われ、全議案ともに原案通りに可決決定されました。

今年度は、青年経営者の資質の向上はもとより、組合青年部間の連携をより一層強固なものにし、他団体との連携も積極的に図っていくこととし、研修会の開催やブロック交流会への参加などの事業に取り組んでいく予定です。

また、総会終了後には富山県商工労働部商業まちづくり課の五十里課長をはじめとした来賓をお迎えし、交流会を開催し親睦を深めました。



開会挨拶をする宮岸会長



昨年度まで事務局を担当した本会渋谷主事へ
宮岸会長から記念品贈呈のサプライズ

組合女性部懇談会を開催しました

富山県中小企業レディース連絡会

去る6月24日(水)、富山市のとやま自遊館において、組合女性部懇談会を開催しました。

富山県中小企業レディース連絡会の平成26年度事業報告を行い、平成27年度の事業計画について、ご参加の組合女性部の皆様方からご意見をいただきました。その後、各組合女性部の活動状況、業界や女性部が抱える課題への対応や社会貢献活動などについて意見交換が行われました。今後の女性部活動推進事業の事業計画として、「女性が輝くためには」を活動テーマとした研修会等の事業を実施していくこととしました。



開会挨拶をする濱田代表幹事



意見交換の様子

平成26年度補正 ものづくり・商業・サービス革新補助金 第1次公募分138件を採択しました

本会では、去る6月19日、平成26年度補正「ものづくり・商業・サービス革新補助金」1次公募の採択結果を発表しました。

本事業は、国内外のニーズに対応したサービスやものづくりの新事業を創出するため、認定支援機関と連携して、革新的な設備投資やサービス開発・試作品の開発を行う中小企業に対し、1社当たり最大1000万円を補助するもので、全国の都道府県中小企業団体中央会が地域事務局として業務を行っております。

1次公募については、2月13日から5月8日まで公募を行い、厳正な審査の結果、下記の138社を採択いたしました。

【1次公募採択企業一覧】（受付番号順）

- | | | | |
|---------------|------------------|------------------|-------------------|
| ・(株)三福製作所 | ・(株)北陸化成工業所 | ・東洋ゼンマイ(株) | ・(有)引網香月堂 |
| ・(株)エムシーピー | ・(株)堀川製作所 | ・ケーファクトリー(株) | ・正栄産業(株) |
| ・(株)鳥居セメント工業 | ・太平(株) | ・富山菱光コンクリート工業(株) | ・(株)マツモト |
| ・明太化成(株) | ・(株)高岡製作所 | ・(有)北陸瓦板金工業所 | ・第一編物(株) |
| ・瀬尾製作所(株) | ・(有)ヨツヤ鉄工所 | ・(株)小泉製作所 | ・坂田通商(株) |
| ・三福化成(株) | ・化成産業(株) | ・アルプス化成(株) | ・(株)橋本テクニカル工業 |
| ・岩井歯科クリニック | ・(有)河元鉄工所 | ・(有)石崎製作所 | ・(有)カガミ鉄工 |
| ・立山化成(株) | ・(株)ブラクティブ | ・北川製油(株) | ・(株)カレアコーポレーション |
| ・(株)中田鉄工所 | ・(株)オーギャ | ・戸出化成(株) | ・(株)高田製作所 |
| ・usuiworks(株) | ・(有)ラ・ピニオン | ・(株)TED | ・(株)オータニ |
| ・北星ゴム工業(株) | ・(有)シモダテクニカル | ・(有)中嶋工芸社 | ・北陸アルミニウム(株) |
| ・(株)リバン・イシカワ | ・(株)速星精工 | ・(有)玉商 | ・(株)ウイン・ディー |
| ・(株)マスオカ | ・東洋ガスメーター(株) | ・シミズ | ・(株)ボン・リブラン |
| ・ファインテック(株) | ・(有)青木工業所 | ・(有)アーティ | ・北陸テクノ(株) |
| ・(株)タイワ精機 | ・(株)ミズノマシナリー | ・高松製畳所 | ・林酒造場 |
| ・(株)三田商会 | ・富山カラーリング(株) | ・キクラ印刷(株) | ・北陸興業(株) |
| ・イセ(株) | ・(株)エーティーワークス | ・(有)タガアートステンレス | ・本田精密工業(株) |
| ・(株)トヨックス | ・(株)北陸セイデン | ・(株)新栄製作所 | ・中谷工機(株) |
| ・(株)セイブ | ・(株)ヤス・カワ紙商事 | ・日新工業(株) | ・(株)ウエキ技研 |
| ・(株)ヤハタセイコー | ・(株)エヌエス・プレーン | ・(株)大聖 | ・京都プレス工業(株) |
| ・長澤鉄筋工業 | ・(株)中川製作所 | ・(株)ワシントン靴店 | ・旭鉄筋(株) |
| ・モトタニ鉄工建設(株) | ・富山熔断(株) | ・(株)能作 | ・(株)アーキジオ |
| ・(株)三恵ネット | ・(株)ニッセイテクニカ | ・(株)ユニゾン | ・(株)富士機工 |
| ・タカタ精密工業(株) | ・樽蔵産業(株) | ・いなほ化工(株) | ・山元醸造(株) |
| ・(株)でんそく | ・(有)苗加製作所 | ・野村木材(株) | ・(株)オダケ印刷社 |
| ・日本海調温(株) | ・(株)野澤木工 | ・日本サーブ(株) | ・松嶋建設(株) |
| ・(株)オーエーマシン | ・富士化学工業(株) | ・(株)山森製作所 | ・(有)種ドライクリーニング工場 |
| ・二葉精密(有) | ・(株)北陸精機 | ・三秀工業(株) | ・クラシモ神島(株) |
| ・糸氏技研(株) | ・(株)河村産業所 | ・大砺プレス工業(株) | ・エコーウッド富山(株) |
| ・(株)協和製作所 | ・(株)セイキ | ・(株)アッシュ | ・(株)安田創作 |
| ・(株)あるべん村 | ・(株)アース・コーポレーション | ・(株)宝水 | ・(有)林商店 |
| ・(株)スギタニ | ・キタムラ機械(株) | ・新光硝子工業(株) | ・日本エレテックス(株) |
| ・(株)明研 | ・(株)ユニゾーン | ・(有)友恵製作所 | ・アイティ経営コンサルタント(株) |
| ・(株)三基精工 | ・(株)東和ケミカル | ・金山工業(株) | |
| ・(株)本保 | ・(有)長澤製作所 | ・第一物産(株) | |

労務管理実務セミナーを開催しました

本会では、去る7月30日（木）に、富山市の富山県総合情報センターにおいて、毎年恒例の「労務管理実務セミナー」を開催しました。

当日は、講師として横浜リネージュ社労士事務所代表の蔵中一浩社会保険労務士をお招きし、第1部では「時代の変化に応じた社内体制の整備について」、第2部では「近年多発する労働トラブルの対処と労務管理」と題して2部構成でご講演いただきました。第1部では、就業規則、賃金制度の整備、社内評価制度の採用、マイナンバー制度開始に伴う実務対応等について、第2部では解雇、割増賃金、休日・休暇の考え方、パワハラなど多発する労働トラブルについて事例や判例を交えてご説明いただきました。

今年は、マイナンバー制度の導入を控えていることもあり受講者の関心も高く、例年より多い100名以上の方々にご参加いただき、当初予定していた部屋から変更して開催いたしました。



本会通常総会を開催しました

本会では、去る5月29日（金）に富山商工会議所ビル大ホールにおいて、第60回平成27年度通常総会を開催しました。総会には、寺林富山県副知事、五十嵐富山県議会副議長をはじめとした来賓のほか会員約110名が出席し、平成26年度事業報告、平成27年度事業計画案など6議案について審議が行われ、全議案ともに原案通りに可決決定したほか、役員補充選挙を行いました。

本年度事業計画では、外国人技能実習制度が改正されることから、監理団体等の厳正な制度運営に向けた指導事業に新たに取り組むほか、ものづくり・商業・サービス革新補助金の地域事務局業務等を引き続き実施することなどを決定しました。

【新たに補充された役員】

- 常任理事 杉本 繁機 氏
(富山県電気工事工業組合理事長)
- 常任理事 齊藤 靖弘 氏
(富山県豆富商工組合理事長)
- 理 事 四十物直之 氏
(一般社団法人富山県食品産業協会会長)
- 監 事 野原 健一 氏
(協同組合福光商業会理事長)



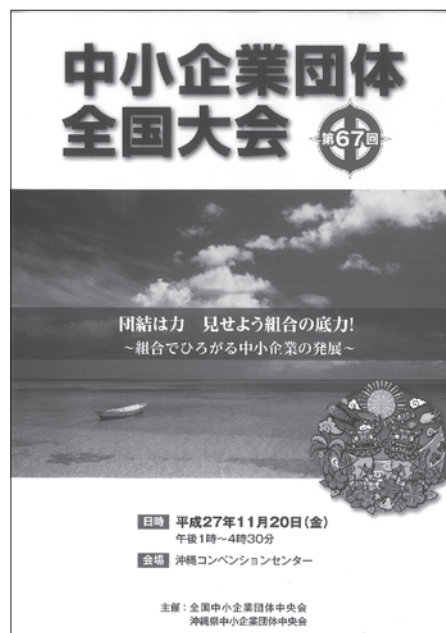
「第67回中小企業団体全国大会」参加者募集について (沖縄開催)

平成27年11月20日（金）に沖縄コンベンションセンター（沖縄県宜野湾市）において、「団結は力 見せよう組合の底力！～組合でひろがる中小企業の発展～」をテーマに、第67回中小企業団体全国大会が開催されます。

中小企業団体全国大会は、毎年1回、全国の中小企業団体の代表者が一堂に会し、その決意を内外に表明するとともに、国等に対して中小企業振興施策の確立を訴え、組合組織を基盤にして中小企業の安定的な振興発展をめざすもので、今回は約3,000人の参加を見込んでいます。

本会では、全国大会の参加に合わせ、11月19日（木）～21日（土）の日程で、沖縄本島南部の観光や琉球料理を楽しむツアーを企画して参加者を募集いたします。

詳細につきましては、本会のホームページをご覧ください。



組合Q&A

組合理事が交替することについて

Q

組合員企業の社長が組合の理事となっているが、社長が交代となった場合に、何ら手続きを経ずにそのまま新社長に理事を交替することができるか。

A

理事の選任は、中小企業等協同組合法第35条の規定により、必ず総会において選挙または選任しなければならないから、それによらない理事の交替ということは、法律に違反する。理事というものは、組合員たる法人を代表しているのではなく、個人として、組合との委任契約により、公平な立場から組合の業務執行の決定に参画するのである。したがって、そのまま理事が交替するということは、理事本来の趣旨からいってもできないことである。

県内共同店舗共通商品券が廃止されます

共同店舗を運営する朝日商業開発株式会社、協同組合入善ショッピングセンター、協同組合滑川ショッピングセンター、協同組合水橋ショッピングセンター、パル興産株式会社、協同組合太閤山ショッピングセンター、福野商業開発株式会社、協同組合井波コミュニティプラザ及び株式会社マルワフードの各組合・各社は、富山県内共同店舗共通商品券について、平成27年9月末日をもって廃止すること決定し、払戻し手続等に係る報告書を北陸財務局へそれぞれ提出しました。

同共通商品券は、発行開始からすでに20年以上経過し、これまで県内の多くの消費者の方々に利用されてきましたが、近年、県内の小売業を取り巻く環境が大きく変わったこと、より広域で広範な商品券が普及してきたことにより利用者が減少してきたことから今回廃止することとなりました。

各共同店舗では、利用終了の周知の期間(利用促進期間)を平成27年7月1日(水)から平成27年9月30日(水)までの3カ月間、払戻し期間を平成27年10月16日(金)から平成28年1月15日(金)までの3カ月間を設定しており、ポスターの掲示などにより消費者に呼びかけるほか新聞広告掲載による周知を予定しています。

なお、各共同店舗では、自店商品券や協同組合富山県商業振興センターが取り扱うJCB及びVISAの各商品券への移行を促すこととしています。

詳しくは下記の共同店舗の店頭、または富山県共同店舗運営協議会(本会 流通・労働支援課内)までお問い合わせください。

**富山県内共同店舗共通商品券をお持ちのお客様へ
お取扱い終了のご案内**

富山県共同店舗運営協議会加盟の各共同店舗(朝日商業開発(株)、(協)入善ショッピングセンター、(協)滑川ショッピングセンター、(協)水橋ショッピングセンター、パル興産(株)、(協)太閤山ショッピングセンター、福野商業開発(株)、(協)井波コミュニティプラザ、(株)マルワフード)は、諸般の事情により共通商品券の発行及び回収業務を終了することになりました。

このため、共同店舗共通商品券のご利用を
平成27年9月30日(水)をもって終了させていただきます。

当該商品券を、お持ちのお客様は利用終了日まで下記に加盟店にてご利用いただけますようお願い申し上げます。なお利用終了後は、共通商品券の払戻しをしますので、改めてご案内いたします。

なお、詳しくは、直接お近くの富山県共同店舗運営協議会加盟共同店舗の店頭、または富山県共同店舗運営協議会(076-424-3686)までお問合せください。

商品券お取扱い共同店舗(下記のショッピングセンターでご利用下さい)

朝日町	入善町	滑川市	高山市	上市町
500円券 1000円券	500円券(2種類) 1000円券(2種類)	500円券 1000円券(2種類)	500円券(2種類) 1000円券(2種類)	500円券 1000円券(2種類)
朝日商業開発(株) アスカ 〒920-0800 朝日町 0765-82-2000	協同組合入善ショッピングセンター コスモ21 〒920-0800 朝日町 0765-74-9100	協同組合滑川ショッピングセンター エール 〒920-0800 滑川市 076-475-8500	協同組合水橋ショッピングセンター ミューズ 〒920-0800 水橋町 076-479-1700	パル興産(株) パル 〒920-0800 上市町 076-473-1188
500円券 1000円券	500円券 1000円券	500円券 1000円券	500円券 1000円券	
協同組合太閤山ショッピングセンター パスコ 〒920-0800 太閤山 0763-56-5511	福野商業開発(株) ア・ミュー 〒920-0800 福野 0763-22-1400	協同組合井波コミュニティプラザ アスモ 〒920-0800 井波 0763-82-5077	(株)マルワフード ハッピータウン 〒920-0800 井波 0766-74-5511	富山県共同店舗運営協議会 〒920-0800 富山 076-424-3686

- | | |
|--------------------------|------------------|
| ● 朝日商業開発(株)(アスカ) | 電話: 0765-82-2000 |
| ● (協)入善ショッピングセンター(コスモ21) | 電話: 0765-74-9100 |
| ● (協)滑川ショッピングセンター(エール) | 電話: 076-475-8500 |
| ● (協)水橋ショッピングセンター(ミューズ) | 電話: 076-479-1700 |
| ● パル興産(株)(パル) | 電話: 076-473-1188 |
| ● (協)太閤山ショッピングセンター(パスコ) | 電話: 0766-56-5511 |
| ● 福野商業開発(株)(ア・ミュー) | 電話: 0763-22-1400 |
| ● (協)井波コミュニティプラザ(アスモ) | 電話: 0763-82-5077 |
| ● (株)マルワフード(ハッピータウン) | 電話: 0766-74-5511 |

直管型照明器具の蛍光灯から LEDランプへの取替えはご注意ください

ほっと
一息



節電意識が高まり、節電効果が高いことから蛍光灯や白熱灯を省エネ性能が高く、長寿命であるLED照明に切り替える家庭や企業が増えていますが、照明器具との組み合わせによっては、火災やLEDランプの落下などの事故につながるケースもありますので取替時にはご注意ください。

特に事務所や家庭の台所などに使用されていることが多い直管型蛍光灯を直管型LEDランプに取り替える際に多く発生しています。

蛍光灯用の照明器具には、安定器（放電を安定させるため使用する装置）が組み込まれていますが取付けるLEDランプによっては、安定器を取り外すなど照明器具を改造し装着しなければならない場合があり、そのまま装着して使用したため過電流により発煙する事故も起こっています。

そもそも、照明器具の安定器にも寿命があり、既設の照明器具に長寿命のLEDランプに交換しても安定器での消費電力は変わらないため節電効果が薄く、劣化した安定器をさらに長期間使用することとなり大変危険です。

このように、それまで使用していた照明器具にLEDランプを装着する場合は大変危険ですので、取り付けされる場合は、お近くの富山県電気工事工業組合の組合員へご相談ください。

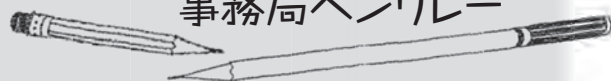
また、直管LEDランプ使用について、詳しくは、一般社団法人日本照明工業会ホームページをご参照下さい。

(情報提供 富山県電気工事工業組合)



富山県豆富商工組合
事務局長 奥田 美貴子

事務局ペンリレー



ある銀行のロビーに大小さまざまな形状をした「あかり」ランプが展示されており、そこには目を引く言葉が書かれ「世界に1つだけの「あかり」を作ってみませんか」と。

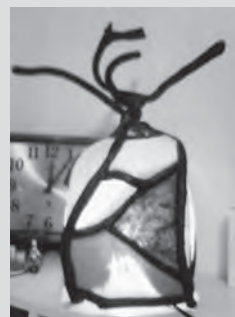
ふと、子供の頃、夏休みの宿題で父に少し手伝ってもらって作り、賞を貰った事を思い出し自作のランプを作りたいと興味がわき、工房と教室紹介のパンフレットを取り、工房にさっそく電話し、一日体験がいつの間にか生徒になっていた。

材料は、木樹に絡みついた「つる・枝」などを使い、骨組みを作りその骨組みに和紙を貼り、自由な発想で作品を作る。自分でどのような作品になるかワクワクしながら作っている。

楽しい思いをし、真剣な思いと達成感など、いろんな思いが体験でき完成したときの満足感が、最高!!

家に持ち帰り、部屋の明かりを消し、「あかり」ランプを灯すと和紙を通して柔らかな雰囲気的光をはなし別の世界が広がり何とも言えない癒しになっています。

今度は、どんな作品を作ろうか、楽しみが増えました。



平成27年度 富山県中小企業大学校の開講及び受講生の募集

○内容

富山県では、富山県中小企業大学校を開講し、中小企業の経営者、後継者、管理者等の方々を対象とした研修事業を実施しています。

社員の単位取得研修に用いるなど、社員研修や管理者研修に幅広くご活用下さい。

◆開講講座：全 24 日間の長期講座及び 2～6 日間の短期講座

◆受講対象者：中小企業の経営者・後継者・管理者・各部門の担当の方々と、年齢・性別・経験年数を問いませんが事前の申し込みが必要です。

人材を人財に育成！

◎今後開催予定のコース

※長期コースほか一部の短期コースは既に申込受付を終了いたしました。

研修科目・会場	開催日時		定員	受講料	申込締切日
財務分析を利用した経営管理 財務分析コース 中小企業研修センター	9月15日(火)	9:30~16:30	40名	9,600円 (消費税込み)	平成27年 9月1日(火)
	9月16日(水)	9:30~16:30			
第一線営業担当者のための営業強化 “4つのチャレンジ”講座 営業力強化コース いこいの村磯波風 ※宿泊研修	10月16日(金)	13:00~20:00	30名	9,600円 (消費税込み) 別途 宿泊料徴収	平成27年 10月2日(金)
	10月17日(土)	9:00~16:00			
利益を生み出す製造現場の工程と品質改善 生産性向上コース2 中小企業研修センター	1月26日(火)	13:00~19:00	40名	30,500円 (消費税込み) 教材書籍代を含みます。	平成28年 1月12日(火)
	1月27日(水)	9:30~16:30			
	2月2日(火)	13:00~19:00			
	2月3日(水)	9:30~16:30			
	2月9日(火)	13:00~19:00			
	2月10日(水)	9:30~16:30			
グローバル化に対応し 強い中堅・中小企業を創る戦略シナリオとは 経営戦略コース 中小企業研修センター	2月18日(木)	13:00~19:00	30名	19,200円 (消費税込み)	平成28年 2月5日(金)
	2月19日(金)	9:30~16:30			
	2月23日(火)	13:00~19:00			
	2月24日(水)	9:30~16:30			

(各コースとも電卓を持参願います。)

○申込方法：富山県中小企業大学校のHPから応募要領を確認のうえ、お申込みください。

○問い合わせ：富山県商工会連合会 経営支援課 (TEL: 076-441-2716)

※この研修は、富山県から富山県商工会連合会への委託事業です。

経営者の退職金 小規模企業共済制度



既に全国で120万人が加入!

1
掛け金は
全額所得
控除

2
受取時に
税制面での
メリット

3
引退後の
安心した
生活設計が
可能

所得から差し引か	雑損控除	⑩																		
	医療費控除	⑪																		
	社会保険料控除	⑫																		
	小規模企業共済掛金控除	⑬																		
	生命保険料控除	⑭																		
	地震保険料控除	⑮																		
	寄附金控除	区分	⑯																	
	寡婦、寡夫控除	⑰																		0000

どんな方が加入できるの?

制度にご加入できる方は、個人事業主・共同経営者・会社等役員で、雇用されている従業員(正規雇用人)数によって判断されます。

小売り・卸売・
サービス業など

農林漁業・製造業・
建設業・運送業・
旅館業・娯楽業等



従業員
5人以下の企業



従業員
20人以下の企業

どこで加入できるの?

加入のお申込みは下記までお願いいたします。

- 商工会
- 商工会議所
- 青色申告会
- 中小企業団体中央会
- 中小企業の組合
- 金融機関の本支店など

共済相談室

TEL.050-5541-7171

小規模共済

検索

北陸3県の中小企業と地域の皆さまを応援する...

他にもいろいろ
詳しくは...

中小 北陸

検索

 **中小機構 北陸**

〒920-0031 石川県金沢市広岡3-1-1 金沢パークビル10階
TEL.076-223-5761(代) FAX.076-223-5762

中小企業のお助け情報満載

J-Net21

中小企業ビジネス応援サイト
http://j-net21.smrj.go.jp

再発見！ とやまの魅力 食欲の秋を満喫

暑さも和らぎ、
食欲の秋がいよいよ到来。
県内各地から選りすぐった秋の味覚を
ご紹介します。



梨



「越中とやま食の王国フェスタ ～秋の陣～」昨年度の様子

■ 深海に住む幻の魚「ゲンゲ」

ゲンゲは、水深200mより下の深層水域に住む冷水性の魚です。富山湾では、小型機船による底曳き網の際に、他の魚に交じって漁獲されています。劣化の速さや全身がゼラチン質で覆われた外見などから、かつては漁



ゲンゲ

師町などを除いて食べられることはありませんでした。しかし近年、流通網や保存技術の発達によって広く知られるようになり、ゲンゲのもつ独特の食感や豊富に含まれる健康・美容成分が注目されるようになりました。

底曳き網漁が解禁となる9月以降、鮮魚店やスーパーにゲンゲが出回ります。富山湾での漁が本格化する11月から3月末までの期間には、地物のゲンゲを味わうことができます。一般家庭では鍋物、汁物のほか、天ぷらや唐揚げとしても親しまれているようです。また富山県漁連と富山県立大学がゲンゲを素材とした栄養補助食品を共同開発するなど、豊富な栄養分を活用した商品も増えてきています。

■ 4つの品種が楽しめる「呉羽梨」

富山市にある呉羽丘陵では、明治時代より梨の栽培が行われてきました。現在の呉羽地域では300を超える生産者が梨の栽培を行っており、県内における梨の一大生産地となっています。

呉羽梨の収穫は、8月中旬から始まります。「幸水」を皮切りに、「豊水」「新高」が順番に収穫期を迎え、10月中旬までのおよそ2ヶ月間にわたって味わうことができます。これら3品種に加え、近年は新品种「あきづき」の導入も進んでいます。9月中旬から10月上旬までが収穫期となる「あきづき」は、酸味が控えめな分より甘みを感じやすいのが特徴で、今後も収穫量の増加が見込まれています。

呉羽梨は県内一円のスーパーなどで購入できるほか、呉羽地域では梨農家による直売も行われており、手軽に味わえるのも魅力となっています。

■ 地域伝統のもてなし料理「利賀そば」

南砺市の南東部、深い山々に囲まれた利賀村では、古くからそばの栽培が行われてきました。豊かな香りと強い粘りが特長の利賀産そば粉で作られるそばは、出稼ぎから帰った人や遠方からの客をもてなすための「ごんべ」と呼ばれる会合などで古くから供されてきました。

現在では利賀そばを味わうため、県内はもちろん近隣県からも多くの方が村を訪れています。秋そばの収穫期である11月には、村内の各専門店や関連施設などで風味に優れた新そばを味わうことができるでしょう。また2月には、「ごんべ」を村あげてのイベントに発展させた「南砺利賀そば祭り」が開催されます。こちらでは手打ちそばをはじめイワナの塩焼きや五平餅といった利賀の特産品を味わうことができるほか、民謡ショー、よさこいなども催されるなどバラエティに富んだイベントとなっています。



利賀そば

■ 秋の味覚が集結 「越中とやま食の王国フェスタ2015～秋の陣～」

11月7、8日の両日、富山産業展示館（テクノホール）で開催される「越中とやま食の王国フェスタ2015～秋の陣～」は、富山産食材の魅力を多彩な催しを通して県内外に発信する大規模イベントです。会場では「とやま食の匠」による料理実演をはじめ、各市町村が自慢の味を競い合うコンテストや、旬の野菜を満載した軽トラックが勢ぞろいする「とれたて！ マルシェ」、さらには特産品等を活用した体験イベントやジャンケン大会なども行われます。県内一円から集まる秋の味覚を一度に楽しみたい人におすすめのイベントです。



県内有名料理人による料理企画

経営面 や 労務面 でお困りの 中小企業の皆さまへ

給与制度・
給与体系を
見直したいのですが…

就業規則を
しっかりとしたものに
したいのですが…

もう少し
生産効率を
上げたいのですが…

販路拡大の
方法について
知りたいのですが…

社内レイアウト
を効率的なものに
見直したいのですが…

その他
経営・労務に
関すること…

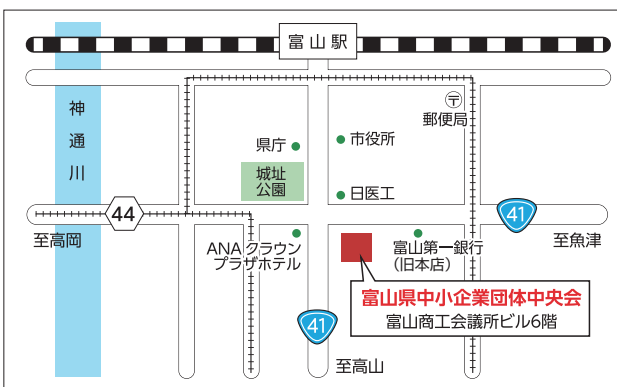
相談内容(例)

相談も専門家派遣も
すべて**無料**で
安心です。

富山県最低賃金総合相談支援センターの
ワン・ストップ無料相談窓口をご活用下さい。

経営面や労働面など幅広いご相談に応じるほか、
必要に応じて無料で専門家を各企業に派遣し、
個別にコンサルティングを受けることもできます。

富山県最低賃金総合相談支援センター



開設日・開設時間／毎週水曜日 9:00～17:00
(祝祭日・お盆・年末年始除く)

場所：富山商工会議所ビル6階 富山市総曲輪2-1-3
(富山県中小企業団体中央会内)

電話：076-424-3686 FAX：076-422-0835

相談担当：杉森コーディネーター

*相談内容、企業、個人情報などは秘密厳守で安心して相談いただけます。

相談申込方法は、センターでの面接のほか、電話、FAX等でお願いたします。FAXの場合は裏面の相談申込書をご利用下さい。

平成27年度富山労働局委託 専門家派遣・相談等支援事業

平成27年8月31日 発行

編集発行
印刷所

富山県中小企業団体中央会
富山市総曲輪2-1-3 TEL 076-424-3686
第一共同印刷株式会社